

滋賀県地域防災計画(震災対策編) 新旧対照表

頁	修正前	修正後	修正理由												
目次	第1章第8節「滋賀県防災プラン」	第1章第7節「 <u>第2次</u> 滋賀県防災プラン」	【防災危機管理局】 最新の防災プランに修正のため。												
第1章 総則															
第1節 滋賀県における地域防災計画の基本理念															
5	○ 土木事務所等を中心として市町と消防本部を含む体制強化(<u>連絡協議会の設置</u>)	○ 土木事務所等を中心として市町と消防本部を含む体制強化	【高島土木事務所】 実態に則した修正。												
6	(3)①県 ～このため、県は、具体的な事業の実行計画とその成果目標を「滋賀県防災プラン」(令和2年3月策定)として設定し、～	(3)①県 ～このため、県は、具体的な事業の実行計画とその成果目標を「 <u>第2次</u> 滋賀県防災プラン」(令和7年3月策定)として設定し、～	【防災危機管理局】 最新の防災プランに修正のため。												
第4節 各機関の処理すべき事務または業務の大綱															
10	4 指定地方行政機関 <table><tr><th>機関名</th><th>処理すべき事務または業務の大綱</th></tr><tr><td>(2)近畿財務局 (大津財務事務所)</td><td>(略)</td></tr></table>	機関名	処理すべき事務または業務の大綱	(2)近畿財務局 (大津財務事務所)	(略)	4 指定地方行政機関 <table><tr><th>機関名</th><th>処理すべき事務または業務の大綱</th></tr><tr><td>(2)近畿管区行政評価局 (滋賀行政監視行政相談センター)</td><td>(1)被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動</td></tr><tr><td>(3)近畿財務局 (大津財務事務所)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(以下16までを1ずつ繰り下げる)</td><td></td></tr></table>	機関名	処理すべき事務または業務の大綱	(2)近畿管区行政評価局 (滋賀行政監視行政相談センター)	(1)被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動	(3)近畿財務局 (大津財務事務所)	(略)	(以下16までを1ずつ繰り下げる)		【総務省滋賀行政監視行政相談センター】 令和7年6月10日付けで指定地方行政機関となったため
機関名	処理すべき事務または業務の大綱														
(2)近畿財務局 (大津財務事務所)	(略)														
機関名	処理すべき事務または業務の大綱														
(2)近畿管区行政評価局 (滋賀行政監視行政相談センター)	(1)被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動														
(3)近畿財務局 (大津財務事務所)	(略)														
(以下16までを1ずつ繰り下げる)															
10	(5)近畿中国森林管理局 (1)国有林野の <u>治山治水事業</u> の実施、施設の整備	(6)近畿中国森林管理局 (1)国有林野の <u>治山事業</u> の実施、施設の整備	【近畿中国森林管理局】 治水事業を行っていないため。												
12	6 指定公共機関 (3)電信電話西日本株式会社(滋賀支店)	6 指定公共機関 (3)NTT西日本株式会社(滋賀支店)	【防災危機管理局】 社名修正のため。												

頁	修正前	修正後	修正理由				
	(4) <u>エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社</u> (6) 株式会社 <u>NTTドコモ</u>	(4) <u>NTTドコモビジネスコミュニケーションズ株式</u> 会社 (6) 株式会社 <u>NTTドコモ</u>					
13	(14) 独立行政法人水資源機構(琵琶湖 <u>開発総合</u> 管理所)	(14) 独立行政法人水資源機構(琵琶湖 <u>総合</u> 管理所)	【(独)水資源機構琵琶湖総合管理所】 組織名変更による修正のため。				
14	(1) 近江鉄道株式会社	(1) 近江鉄道株式会社・ <u>一般社団法人近江鉄道線管理機構</u>	【交通戦略課】 近江鉄道線は令和6年4月から公有民営方式による上下分離に移行し、近江鉄道(株)が第二種鉄道事業者として鉄道の運行を担い、(一社)近江鉄道線管理機構が第三種鉄道事業者として鉄道施設の保有・維持管理を担うこととなったため。 【防災危機管理局】 指定地方公共機関への指定による。				
14	<u>(新設)</u>	<table><tr><th>機関名</th><th>処理すべき事務または業務の大綱</th></tr><tr><td><u>(17)滋賀県道路公社</u></td><td><u>(1) 琵琶湖大橋有料道路の整備と防災管理</u> <u>(2) 災害時における琵琶湖大橋有料道路の輸送路の確保</u> <u>(3) 被災道路施設の復旧</u></td></tr></table>	機関名	処理すべき事務または業務の大綱	<u>(17)滋賀県道路公社</u>	<u>(1) 琵琶湖大橋有料道路の整備と防災管理</u> <u>(2) 災害時における琵琶湖大橋有料道路の輸送路の確保</u> <u>(3) 被災道路施設の復旧</u>	【防災危機管理局】【滋賀県道路公社】 指定地方公共機関への指定による
機関名	処理すべき事務または業務の大綱						
<u>(17)滋賀県道路公社</u>	<u>(1) 琵琶湖大橋有料道路の整備と防災管理</u> <u>(2) 災害時における琵琶湖大橋有料道路の輸送路の確保</u> <u>(3) 被災道路施設の復旧</u>						
第5節 滋賀県の地勢と地震							
25	表1-5-3 滋賀県内および周辺の主要活断層帯の長期評価一覧 地震発生確率	表1-5-3 滋賀県内および周辺の主要活断層帯の長期評価一覧 地震発生確率	【彦根地方气象台】 【防災危機管理局】 算定基準日更新のため。				

頁	修正前	修正後	修正理由
	(算定基準日:2024年1月1日)	(算定基準日:2025年1月1日)	
26	表1-5-4 南海トラフ地震の長期評価 地震発生確率 (算定基準日:2024年1月1日)	表1-5-4 南海トラフ地震の長期評価 地震発生確率 (算定基準日:2025年1月1日)	【彦根地方气象台】 【防災危機管理局】 算定基準日更新のため。
26	表1-5-4 南海トラフ地震の長期評価 30年以内 <u>70~80%</u>	表1-5-4 南海トラフ地震の長期評価 30年以内 <u>60~90%程度以上</u>	【彦根地方气象台】 【防災危機管理局】 算定基準日更新のため。 南海トラフの地震活動の長期評価(第二版一部改訂)を受けた対応のため。
26	表1-5-4 南海トラフ地震の長期評価 最新発生時期 <u>78.0</u> 年前	表1-5-4 南海トラフ地震の長期評価 最新発生時期 <u>79.0</u> 年前	【彦根地方气象台】 算定基準日更新のため。
第6節 滋賀県地震被害想定			
30	●花折断層帯地震による被害概要 ・大津・南部地域で震度 <u>6強・6弱</u> (京都府東部でも大きな震度)	●花折断層帯地震による被害概要 ・大津・南部地域で震度 <u>7・6強</u> (京都府東部でも大きな震度)	【関西電力送配電】 滋賀県地震被害想定(概要版)H26.3のcase2記載内容に沿った修正のため。
30	・～停電率は約5割、大津・南部地域で約9割。 大津地域では3日後も <u>3</u> 割程度の停電が継続	・～停電率は約5割、大津・南部地域で約9割。 大津地域では3日後も <u>2</u> 割程度の停電が継続	
30	●木津川断層帯地震による被害概要 ・～停電率は約3割、甲賀地域で約 <u>9</u> 割。甲賀地域では3日後も <u>2</u> 割程度の停電が継続	●木津川断層帯地震による被害概要 ・～停電率は約3割、甲賀地域で約 <u>8</u> 割。甲賀地域では3日後も <u>1</u> 割程度の停電が継続	【関西電力送配電】 滋賀県地震被害想定(概要)H26.3のcase1記載内容に沿った修正のため。
第7節 南海トラフ地震防災対策推進計画			
32	第7節 南海トラフ地震防災対策推進計画 平成25年12月に改正施行された、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(旧:東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法)に基づき、滋賀県内の市町の区域が南海トラフ地震防災対策推進地	(削除)	【防災危機管理局】 南海トラフ地震防災対策推進計画作成例と整合を図るために第5章として再編するため。 ⇒第7節は全削除。

頁	修正前	修正後	修正理由
	域(以下「推進地域」という。)に指定された。県および市町防災会議は、中央防災会議が作成する「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」(令和3年5月25日変更)を基本とし、各地域防災計画に今後すみやかに「推進地域」における以下に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。 ① 南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項ならびにその具体的な目標およびその達成の期間 ② 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項 ③ 関係機関・関係者との連携協力の確保に関する事項 ④ 「南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意、調査終了)」が発表された場合の防災対応に関する事項 ⑤ その他南海トラフ地震にかかる地震防災対策上重要な対策に関する事項で政令で定められるもの なお、滋賀県地域防災計画における、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第4項の規定に基づく、南海トラフ地震防災対策推進計画の該当箇所を次表に示す。		
第8節「滋賀県防災プラン」			
32	第8節「滋賀県防災プラン」	第7節「 <u>第2次</u> 滋賀県防災プラン」	【防災危機管理局】 最新の防災プランに修正のため。
32	1 施策体系	1 基本理念 <u>平時から、災害発生に備え、県民、地域、企</u>	【防災危機管理局】 最新の防災プランに修正のため

頁	修正前	修正後	修正理由
	第8節 「滋賀県防災プラン」 実行1 受援体制の整備をはじめ市町等多様な団体・組織との連携を強化します — (1) 受援体制の整備 — (2) 多様な団体による支援の効率的な活用 — (3) 災害時応援協定等による団体との連携 実行2 寄り添い型・協働型避難者支援を実現します — (1) 多様な避難形態への対応 — (2) 避難所における良好な生活環境の確保 — (3) 地震災害と原子力災害との複合災害時における屋内退避が困難な場合の避難 — (4) 帰宅困難者対策 実行3 要配慮者へ合理的配慮を提供します — (1) 避難行動要支援者の個別計画策定支援 — (2) 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定支援 — (3) 避難所の合理的配慮 — (4) 福祉避難所の確保 実行4 被災者の生活再建を支援します — (1) 被災者への支援の迅速化 — (2) 仮設住宅の整備 — (3) 家屋被害認定・リ災証明発行業務支援 実行5 大規模停電に備えた対策を進めます — (1) ライフラインの予防対策 — (2) 災害対応の拠点に係る非常用発電設備の機能確保 実行6 当事者力・地域力を高めます — (1) 当事者力の向上 — (2) 地域力の向上 — (3) 建築物等の耐震化 — (4) 中小企業の事業継続計画策定等支援 — (5) 女性参画 実行7 ハード・ソフト両面にわたる行政の災害対応能力を高めます — (1) 危機管理センターを拠点とした災害対応の充実強化 — (2) 職員の防災意識・災害対応能力の向上 — (3) 県有施設等におけるソフト対策による機能強化 — (4) 県有施設等のハード対策等による機能確保 2 基本理念 災害発生に備え、県民、地域、企業・団体、行政等あらゆる主体が日頃から継続的に「当事者力(自助)」、「地域力(共助)」、「行政力(公助)」を強化	<u>業・団体、行政等あらゆる主体が日頃から継続的に「当事者力(自助)」、「地域力(共助)」、「行政力(公助)」を強化します。</u> <u>災害時には、これらの力を発揮するために、まず「生き延びる」ことを重視します。</u> <u>また、これらの力を結集し、多様な主体が連携した強固な体制のもとで災害対応を行い、一人ひとりの被災者に寄り添った合理的配慮を提供します。</u> 2 プランの位置づけ <u>このプランは、「滋賀県地域防災計画」に基づき実施する防災対策のアクションプラン(実行計画)であり、全国各地で発生した過去の風水害、土砂災害、地震災害などの大規模災害を教訓として、今後、重点的に取り組む防災対策について、その基本的な考え方やスケジュールを定めます。</u>	

頁	修正前	修正後	修正理由
	し、災害時には、これらの力を結集し、多様な主体の連携により構築された強固な体制のもとで災害対応を行い、一人ひとりの被災者に寄り添った合理的配慮を提供します。	3 施策体系 実行1 ：生き延びるための事前防災 (1) 生き延びるため自助の推進～県民に寄り添ったリスク情報の発信～ (2) 災害に強い地域づくり (3) 高齢化、人口減少、過疎化等をふまえた、迅速な復旧・復興 実行2 ：災害時要配慮者や多様なニーズに配慮した避難支援 (1) 災害時要支援者等に対する避難生活支援 (2) 多様なニーズに配慮した避難支援 (3) 帰宅困難者対策 実行3 ：災害時の輸送ネットワークの確保 (1) 早期道路啓開に向けた取組 (2) 災害発生時における交通集中対策 (3) 陸路以外の輸送手段の検討 実行4 ：受援力・災害対応力の強化 (1) 災害対策本部機能の強化 (2) 受援力の強化 (3) 災害時における代替機能の確保 実行5 ：ひとづくり、つながりづくり (1) 職員等災害対応力の向上 (2) 協定団体との連携強化 (3) 県民とのつながり（情報発信） 実行6 ：災害に強いライフラインづくり (1) ライフラインの耐震化および早期復旧に向けた体制づくり (2) 災害に強い県土づくり	
第2章 災害予防計画			
第1節 防災都市の形成			
37	<施策展開の基本方向> 県は、広域的な消防体制の強化とともに各防災関係機関の連携の必要性に鑑み、土木事務所等を中心として、消防本部、市町、その他防災関係機関が連携して災害対策に取り組むための <u>連絡協議会を設置する。</u>	<施策展開の基本方向> 県は、広域的な消防体制の強化とともに各防災関係機関の連携の必要性に鑑み、土木事務所等を中心として、消防本部、市町、その他防災関係機関が連携して災害対策に取り組むための <u>連絡・協議体制を整備する。</u>	【高島土木】 実態に則した修正。
37	<左の主な内容> ○ <u>連絡協議会の設置</u>	<左の主な内容> ○ <u>連絡・協議を行う体制の整備</u>	【高島土木】 実態に則した修正。

頁	修正前	修正後	修正理由																																																																																		
第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画																																																																																					
45	2 基本方針 地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減することや災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、県および推進地域内市町は、南海トラフ法第5条第1項第1号および同法施行令第1条の規定に基づく避難地、避難路、消防用施設等、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、年次計画を定めその整備に努める。 これらの整備に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序および方法について考慮するものとし、また災害応急対策等の内容と十分調整のとれたものとする。 <u>特に、全国各地で発生した過去の大規模地震を教訓として、行政の災害対応能力の充実・強化を「滋賀県防災プラン」に基づき推進する。</u>	2 基本方針 地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減することや災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、県および推進地域内市町は、南海トラフ法第5条第1項第1号および同法施行令第1条の規定に基づく避難地、避難路、消防用施設等、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、年次計画を定めその整備に努める。 これらの整備に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序および方法について考慮するものとし、また災害応急対策等の内容と十分調整のとれたものとする。 (以降削除)	【防災危機管理局】 滋賀県防災プラン関係の記述は第1章第8節に集約のため。																																																																																		
第4節 都市の防災構造化と建物等の安全化																																																																																					
49	【滋賀県の文化財の状況】 (令和6年5月末現在) <table><tr><th rowspan="2">文化財の種類</th><th colspan="3">文化財指定種別</th><th colspan="3">文化財構造種別</th></tr><tr><th>国指定</th><th>県指定</th><th>合計</th><th>木造</th><th>石造</th><th>合計</th></tr><tr><td>指定建造物</td><td>189</td><td>74</td><td>263</td><td>237</td><td>26</td><td>263</td></tr><tr><td>指定美術工芸品</td><td>641</td><td>288</td><td>927</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>指定記念物 (史跡名勝天然記念物)</td><td>86</td><td>71</td><td>157</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>合 計</td><td>916</td><td>431</td><td>1,347</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr></table>	文化財の種類	文化財指定種別			文化財構造種別			国指定	県指定	合計	木造	石造	合計	指定建造物	189	74	263	237	26	263	指定美術工芸品	641	288	927	—	—	—	指定記念物 (史跡名勝天然記念物)	86	71	157	—	—	—	合 計	916	431	1,347	—	—	—	【滋賀県の文化財の状況】 (令和7年5月末現在) <table><tr><th rowspan="2">文化財の種類</th><th colspan="3">文化財指定種別</th><th colspan="3">文化財構造種別</th></tr><tr><th>国指定</th><th>県指定</th><th>合計</th><th>木造</th><th>石造</th><th>合計</th></tr><tr><td>指定建造物</td><td>180</td><td>74</td><td>253</td><td>237</td><td>26</td><td>263</td></tr><tr><td>指定美術工芸品</td><td>642</td><td>282</td><td>927</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>指定記念物 (史跡名勝天然記念物)</td><td>86</td><td>71</td><td>157</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>合 計</td><td>916</td><td>431</td><td>1,347</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr></table>	文化財の種類	文化財指定種別			文化財構造種別			国指定	県指定	合計	木造	石造	合計	指定建造物	180	74	253	237	26	263	指定美術工芸品	642	282	927	—	—	—	指定記念物 (史跡名勝天然記念物)	86	71	157	—	—	—	合 計	916	431	1,347	—	—	—	【文化財保護課】 時点の修正のため。
文化財の種類	文化財指定種別			文化財構造種別																																																																																	
	国指定	県指定	合計	木造	石造	合計																																																																															
指定建造物	189	74	263	237	26	263																																																																															
指定美術工芸品	641	288	927	—	—	—																																																																															
指定記念物 (史跡名勝天然記念物)	86	71	157	—	—	—																																																																															
合 計	916	431	1,347	—	—	—																																																																															
文化財の種類	文化財指定種別			文化財構造種別																																																																																	
	国指定	県指定	合計	木造	石造	合計																																																																															
指定建造物	180	74	253	237	26	263																																																																															
指定美術工芸品	642	282	927	—	—	—																																																																															
指定記念物 (史跡名勝天然記念物)	86	71	157	—	—	—																																																																															
合 計	916	431	1,347	—	—	—																																																																															

頁	修正前	修正後	修正理由
	●重要伝統的建造物群 4地区 ●登録有形文化財(建造物) 50<u>1</u>件 ●重要文化的景観選定地区 7地区	●重要伝統的建造物群 4地区 ●登録有形文化財(建造物) 50<u>0</u>件 ●重要文化的景観選定地区 7地区	
第5節 電力・ガス施設の安全化			
53	エ 復旧用資機材の広域運営 平常時から復旧用資機材の保有を効率的に行う。災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、広域機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。	エ 復旧用資機材の広域運営 平常時から復旧用資機材の保有を効率的に行う。災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、<u>電力</u>広域的<u>運営推進</u>機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。	【関西電力送配電】 「広域機関」の正式名称の追記による修正のため。
55	京都市下京区中堂寺栗田町93番地 ※平日・昼間 ・京滋<u>導管</u>部 導管計画チーム TEL075(315)8942 ※<u>休日・祝日・夜間</u> ・京滋導管部 対策室 TEL 075(315)<u>5593</u>	京都市下京区中堂寺栗田町 93 番地 京滋<u>事業</u>部 導管計画チーム ※平日・昼間 TEL075(315)8942 ※<u>休日・夜間</u> TEL 075(315)<u>8911</u> <u>(留守電設定⇒休日・夜間明けに折返し対応)</u>	【大阪ガス】 連絡先の変更のため。
第6節 上下水道施設の安全化			
58	2 基本方針 水は生命を維持する上で不可欠なものである。地震発生時における水道施設の被害を最小限にとどめるため、施設の耐震化の推進や迅速な復旧・給水を可能とする水道事業者間の相互応援体制を整備するとともに管路や水源の多系統化に代表されるバックアップシステムの構築を行う。 また、下水道施設は、他のライフラインのように代替機能がないため、被災した場合は、社会全体の復旧活動、県民の生活に与える影響が大きい。さらに琵琶湖への影響も考慮しつつ、施設の耐震化と	2 基本方針 水は生命を維持する上で不可欠なものである。地震発生時における水道施設の被害を最小限にとどめるため、施設の耐震化の推進や迅速な復旧・給水を可能とする水道事業者間の相互応援体制を整備するとともに管路や水源の多系統化に代表されるバックアップシステムの構築を行う。 また、下水道施設は、他のライフラインのように代替機能がないため、被災した場合は、社会全体の復旧活動、県民の生活に与える影響が大きい。さらに琵琶湖への影響も考慮しつつ、施設の耐震	【下水道課】 防災基本計画の修正も踏まえ、上下一体となって復旧に努めるため。

頁	修正前	修正後	修正理由																				
	ともに下水道における危機管理機能の強化等を図る。	化とともに下水道における危機管理機能の強化等を図る。 <u>上下水道のライフラインとしての機能は密接に関連していることから、迅速に復旧できるよう、双方の状況を互いに把握するため、情報共有に努めるものとする。</u>																					
第7節 通信・放送施設の安全化																							
60	第7節 通信・放送施設の安全化 (知事公室、警察、日本郵便(株)大津中央郵便局、 <u>電信電話</u> 西日本(株)、各放送事業者)	第7節 通信・放送施設の安全化 (知事公室、警察、日本郵便(株)大津中央郵便局、 <u>NTT</u> 西日本(株)、各放送事業者)	【防災危機管理局】 社名修正のため。																				
60	1 施設体系 ● <u>電信電話設備</u> 等の災害予防	1 施設体系 ● <u>防災行政無線</u> 等の災害予防	【防災危機管理局】 呼称修正のため。																				
62	(2) 電信電話設備等の災害予防(<u>電信電話</u> 西日本株式会社)	(2) 電信電話設備等の災害予防(<u>NTT</u> 西日本株式会社)	【防災危機管理局】 社名修正のため。																				
第9節 道路施設の安全化																							
68	第9節 鉄道施設の安全化 (近畿運輸局、西日本旅客鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)、京阪電気鉄道(株)、近江鉄道(株)、信楽高原鉄道(株)、甲賀市	第9節 鉄道施設の安全化 (近畿運輸局、西日本旅客鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)、京阪電気鉄道(株)、近江鉄道(株)、 <u>(一社)近江鉄道線管理機構</u> 、信楽高原鉄道(株)、甲賀市	【交通戦略課】 近江鉄道線は令和6年4月から公有民営方式による上下分離に移行し、近江鉄道(株)が第二種鉄道事業者として鉄道の運行を担い、(一社)近江鉄道線管理機構が第三種鉄道事業者として鉄道施設の保有・維持管理を担うこととなったため。																				
70	イ 地震計の設置箇所は、次のとおりである。 <table border="1"> <tr> <td>地震計本体設置箇所</td><td>遠隔地地震警報盤設置箇所</td><td>型 式</td><td>震 度</td></tr> <tr> <td>滋賀変電所</td><td>運転指令所</td><td>S104 型 G バージョン</td><td>震度 4 ～ 警報 1 震度 5 弱～ 警報 2 震度 5 強以上 警報 3</td></tr> </table>	地震計本体設置箇所	遠隔地地震警報盤設置箇所	型 式	震 度	滋賀変電所	運転指令所	S104 型 G バージョン	震度 4 ～ 警報 1 震度 5 弱～ 警報 2 震度 5 強以上 警報 3	イ 地震計の設置箇所は、次のとおりである。 <table border="1"> <tr> <td>地震計本体設置箇所</td><td>遠隔地地震警報盤設置箇所</td><td>型 式</td><td>震 度</td></tr> <tr> <td>滋賀変電所</td><td>運転指令所</td><td>S104 型 G バージョン</td><td>震度 4 ～ 警報 1 震度 5 弱～ 警報 2 震度 5 強以上 警報 3</td></tr> <tr> <td><u>三条変電所</u></td><td><u>運転指令所</u></td><td><u>S104 型 G バージョン</u></td><td></td></tr> </table>	地震計本体設置箇所	遠隔地地震警報盤設置箇所	型 式	震 度	滋賀変電所	運転指令所	S104 型 G バージョン	震度 4 ～ 警報 1 震度 5 弱～ 警報 2 震度 5 強以上 警報 3	<u>三条変電所</u>	<u>運転指令所</u>	<u>S104 型 G バージョン</u>		【京阪電気鉄道(株)】 設置場所の変更のため。
地震計本体設置箇所	遠隔地地震警報盤設置箇所	型 式	震 度																				
滋賀変電所	運転指令所	S104 型 G バージョン	震度 4 ～ 警報 1 震度 5 弱～ 警報 2 震度 5 強以上 警報 3																				
地震計本体設置箇所	遠隔地地震警報盤設置箇所	型 式	震 度																				
滋賀変電所	運転指令所	S104 型 G バージョン	震度 4 ～ 警報 1 震度 5 弱～ 警報 2 震度 5 強以上 警報 3																				
<u>三条変電所</u>	<u>運転指令所</u>	<u>S104 型 G バージョン</u>																					

頁	修正前	修正後	修正理由
70	(4) 近江鉄道株式会社	(4) 近江鉄道株式会社・ <u>一般社団法人近江鉄道線管理機構</u>	【交通戦略課】 近江鉄道線は令和6年4月から公有民営方式による上下分離に移行し、近江鉄道(株)が第二種鉄道事業者として鉄道の運行を担い、(一社)近江鉄道線管理機構が第三種鉄道事業者として鉄道施設の保有・維持管理を担うこととなったため。
73	①緊急輸送道路 「滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画(<u>平成25年2月</u>)」	①緊急輸送道路 「滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画(<u>令和7年3月</u>)」	【高島土木事務所】 時点の更新のため。
第12節 ため池等農業用施設の安全化			
77	(1)ため池、農業用ダムの災害予防 ～ため池は大小合わせて約 <u>1,500</u> 箇所あり、	(1)ため池、農業用ダムの災害予防 ～ため池は大小合わせて約 <u>1,400</u> 箇所あり、	【農村振興課】 廃池等による減のため。
第14節 情報通信体制の整備			
81	第14節 情報通信体制の整備 (知事公室、警察、近畿総合通信局、近畿管区警察局、日本郵便(株)大津郵便局、 <u>電信電話</u> 西日本(株)、日本放送協会大津放送局、びわ湖放送(株)、(株)京都放送、(株)エフエム滋賀)	第14節 情報通信体制の整備 (知事公室、警察、近畿総合通信局、近畿管区警察局、日本郵便(株)大津郵便局、 <u>NTT</u> 西日本(株)、日本放送協会大津放送局、びわ湖放送(株)、(株)京都放送、(株)エフエム滋賀)	【防災危機管理局】 社名修正のため。
82	① 防災情報システムの構築 災害発生時における県内の被害情報等の迅速な収集・整理、防災関係機関との情報共有を <u>実現し</u> 、避難に関する情報を多様な手段を用いて県民へ提供するなど、災害対応を円滑に行うため、防災情報システムを <u>構築した</u> 。	① 防災情報システムの構築 災害発生時における県内の被害情報等の迅速な収集・整理、防災関係機関との情報共有、避難に関する情報を多様な手段を用いて県民へ提供するなど、災害対応を円滑に行うため、防災情報システムを <u>整備した</u> 。 <u>また、防災情報システムの操作習熟を図るため、研修や訓練を実施する。</u> <u>総合防災情報システム(SOBO-WEB)とのデ</u>	【防災危機管理局】 ①システム構築後も、適宜、必要な改修を行うため「整備する」に修正。 ②災害基本計画の内容を踏まえて追記。

頁	修正前	修正後	修正理由
		<u>一タ連携に向け、必要な改修を行い、国や関係機関と横断的に共有すべき防災情報の集約を図るため、防災情報プラットフォームの整備を行う。</u>	
82	エ 情報提供機能 しらせる滋賀情報サービス(しらがメール、LINE)、Lアラート(TVデータ放送、ラジオ等)、SNSなどのシステムと連携し、避難に関する情報を県民に提供する。	エ 情報提供機能 <u>滋賀県防災ポータル</u> 、しらせる滋賀情報サービス(しらがメール、LINE)、Lアラート(TVデータ放送、ラジオ等)、 <u>滋賀県防災アプリ</u> 、 <u>SNS(Xなど)</u> のシステムと連携し、避難に関する情報を県民に提供する。	【防災危機管理局】 ①ポータル、アプリの追記 ②SNSについてXと明記
83	1) 飛行場外離着陸場の指定地 県内 <u>140</u> 箇所(令和 <u>6</u> 年 <u>14</u> 月1日現在) 2) 飛行場外離着陸場(大規模災害用)の指定地 県内 17 箇所(令和 <u>6</u> 年4月1日現在) 3) 病院関係(屋上)飛行場外離着陸場の指定地 県内8箇所(令和 <u>6</u> 年4月1日現在)	1) 飛行場外離着陸場の指定地 県内 <u>141</u> 箇所(令和 <u>7</u> 年 <u>4</u> 月1日現在) 2) 飛行場外離着陸場(大規模災害用)の指定地 県内 17 箇所(令和 <u>7</u> 年4月1日現在) 3) 病院関係(屋上)飛行場外離着陸場の指定地 県内8箇所(令和 <u>7</u> 年4月1日現在)	【消防長会】 誤記訂正のため。 【防災航空係】 時点修正のため。
第 16 節 救助・救急、災害医療体制の充実			
88	④災害拠点病院の整備 地震時に～ <u>10</u> 病院を指定している。	④災害拠点病院の整備 地震時に～ <u>11</u> 病院を指定している。	【健康危機管理課】 R7.4.1 付けで新たに指定したため。
89	【基幹災害拠点病院および地域災害拠点病院指定病院】 <u>(表に追加)</u> 地域災害拠点病院	【基幹災害拠点病院および地域災害拠点病院指定病院】 <u>(表に追加)</u> 地域災害拠点病院 <u>湖南医療圏 滋賀県立総合病院 令和7年度</u>	【健康危機管理課】 R7.4.1 付けで新たに災害拠点病院を指定したため。
90	<u>(新設)</u>	<u>(8)保健医療福祉活動に係る関係者間の連携</u> <u>平時から保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努める。</u>	【健康危機管理課】 防災基本計画との整合を図るため。

頁	修正前	修正後	修正理由
第18節 物資の確保と緊急輸送体制の整備			
93	第18節 物資の確保と緊急輸送体制の整備 (知事公室・健康医療福祉部・土木交通部・警察)	第18節 物資の確保と緊急輸送体制の整備 (知事公室・健康医療福祉部・ <u>子ども若者部</u> ・土木交通部・警察)	【子ども若者政策・私学振興課】 組織改編対応のため。
94	② 県による備蓄等 災害救助法および災害救助基金条例に基づき、県庁ならびに健康福祉事務所単位で民間倉庫を活用し、 <u>震災</u> 時に想定される被災者への食料および寝具の <u>公的備蓄</u> を行っている。	②県による備蓄等 災害救助法および災害救助基金条例に基づき、県庁ならびに健康福祉事務所単位で民間倉庫を活用し、 <u>災害</u> 時に想定される被災者への食料および寝具の <u>備蓄</u> を行っている。	【健康福祉政策課】 「震災」「地震」「災害」など表記の統一を図る必要があるため。 「公的備蓄」の定義があいまいなため。
94	ア 災害時緊急物資の備蓄の考え方 県では、平素から <u>地震</u> 時に想定される被災者の <u>概</u> ね1日分に相当する量の食料および生活必需品について、災害救助法に基づく <u>公的備蓄</u> に加え、 <u>流通在庫方式</u> によりその確保に努める。	ア 災害時緊急物資の備蓄の考え方 県では、平素から <u>災害</u> 時に <u>避難が</u> 想定される被災者の <u>おおむ</u> ね1日分に相当する量の食料および生活必需品について、災害救助法に基づく <u>備蓄</u> に加え、 <u>災害時応援協定等の活用</u> によりその確保に努める。	【健康福祉政策課】 「公的備蓄」「流通在庫方式」の定義があいまいなため、より明確な内容に訂正 標記の統一をはかるため。
94	<u>(新設)</u>	<u>ウ 備蓄状況の公表</u> <u>災害対策基本法に基づき、毎年1回、県の備蓄物資の保有状況をホームページ等で公表する。</u>	【健康福祉政策課】 災害対策基本法等の改正のため。
94	【県の備蓄物資一覧】（令和 <u>6</u> 年4月）	【県の備蓄物資一覧】（令和 <u>7</u> 年4月）	【健康福祉政策課】 時点修正のため。

頁	修正前	修正後	修正理由																																																																																																																																																																																																																																																												
	<table><tr><th></th><th>本庁</th><th>南部</th><th>甲賀</th><th>東近江</th><th>湖東</th><th>湖北</th><th>高島</th><th>合計</th></tr><tr><td>パン（食）</td><td>36,480</td><td>36,480</td><td>16,360</td><td>24,520</td><td>17,350</td><td>17,880</td><td>8,870</td><td>180,040</td></tr><tr><td>アルファ化米(アレルギー対応)（食）</td><td>0</td><td>5,000</td><td>4,000</td><td>0</td><td>11,500</td><td>11,500</td><td>6,000</td><td>38,000</td></tr><tr><td>レトルト食品（食）</td><td>23,600</td><td>9,780</td><td>4,840</td><td>13,920</td><td>12,160</td><td>11,680</td><td>5,680</td><td>81,640</td></tr><tr><td>ゼリー（食）</td><td>0</td><td>9,600</td><td>4,800</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>14,400</td></tr><tr><td>毛布（校）</td><td>6,700</td><td>2,560</td><td>1,900</td><td>2,600</td><td>5,700</td><td>5,000</td><td>2,300</td><td>26,760</td></tr><tr><td>紙おむつ（乳幼児用）（校）</td><td>12,532</td><td>4,736</td><td>3,436</td><td>4,504</td><td>10,168</td><td>9,008</td><td>4,364</td><td>48,748</td></tr><tr><td>紙おむつ（大人用）（校）</td><td>1,148</td><td>880</td><td>560</td><td>744</td><td>560</td><td>780</td><td>342</td><td>4,982</td></tr><tr><td>不織布マスク（普通サイズ）（校）</td><td>85,400</td><td>52,800</td><td>28,400</td><td>39,600</td><td>28,400</td><td>31,800</td><td>21,000</td><td>283,400</td></tr><tr><td>不織布マスク（子ども用サイズ）（校）</td><td>8,400</td><td>7,200</td><td>3,600</td><td>5,400</td><td>3,600</td><td>4,200</td><td>3,000</td><td>35,400</td></tr><tr><td>生理用ナプキン（昼用）（校）</td><td>3,360</td><td>3,360</td><td>1,120</td><td>1,680</td><td>1,120</td><td>1,120</td><td>560</td><td>12,320</td></tr><tr><td>生理用ナプキン（夜用）（校）</td><td>1,800</td><td>1,800</td><td>600</td><td>900</td><td>600</td><td>600</td><td>300</td><td>6,600</td></tr><tr><td>生理用ショーツ(Mサイズ)（校）</td><td>180</td><td>180</td><td>60</td><td>120</td><td>60</td><td>60</td><td>60</td><td>720</td></tr><tr><td>生理用ショーツ(Lサイズ)（校）</td><td>180</td><td>180</td><td>60</td><td>120</td><td>60</td><td>60</td><td>60</td><td>720</td></tr></table>		本庁	南部	甲賀	東近江	湖東	湖北	高島	合計	パン（食）	36,480	36,480	16,360	24,520	17,350	17,880	8,870	180,040	アルファ化米(アレルギー対応)（食）	0	5,000	4,000	0	11,500	11,500	6,000	38,000	レトルト食品（食）	23,600	9,780	4,840	13,920	12,160	11,680	5,680	81,640	ゼリー（食）	0	9,600	4,800	0	0	0	0	14,400	毛布（校）	6,700	2,560	1,900	2,600	5,700	5,000	2,300	26,760	紙おむつ（乳幼児用）（校）	12,532	4,736	3,436	4,504	10,168	9,008	4,364	48,748	紙おむつ（大人用）（校）	1,148	880	560	744	560	780	342	4,982	不織布マスク（普通サイズ）（校）	85,400	52,800	28,400	39,600	28,400	31,800	21,000	283,400	不織布マスク（子ども用サイズ）（校）	8,400	7,200	3,600	5,400	3,600	4,200	3,000	35,400	生理用ナプキン（昼用）（校）	3,360	3,360	1,120	1,680	1,120	1,120	560	12,320	生理用ナプキン（夜用）（校）	1,800	1,800	600	900	600	600	300	6,600	生理用ショーツ(Mサイズ)（校）	180	180	60	120	60	60	60	720	生理用ショーツ(Lサイズ)（校）	180	180	60	120	60	60	60	720	<table><tr><th></th><th>本庁</th><th>南部</th><th>甲賀</th><th>東近江</th><th>湖東</th><th>湖北</th><th>高島</th><th>合計</th></tr><tr><td>パン（食）</td><td>36,480</td><td>36,480</td><td>16,360</td><td>24,520</td><td>18,000</td><td>18,000</td><td>7,520</td><td>155,300</td></tr><tr><td>アルファ化米(アレルギー対応)（食）</td><td>0</td><td>5,000</td><td>4,000</td><td>0</td><td>14,100</td><td>13,800</td><td>7,100</td><td>44,000</td></tr><tr><td>レトルト食品（食）</td><td>23,600</td><td>9,780</td><td>4,840</td><td>13,920</td><td>12,160</td><td>11,680</td><td>5,680</td><td>81,640</td></tr><tr><td>ゼリー（食）</td><td>0</td><td>9,600</td><td>4,800</td><td>0</td><td>1,360</td><td>2,000</td><td>1,240</td><td>18,120</td></tr><tr><td>毛布（校）</td><td>6,700</td><td>2,560</td><td>1,900</td><td>2,600</td><td>5,700</td><td>5,000</td><td>2,300</td><td>26,760</td></tr><tr><td>紙おむつ（乳幼児用）（校）</td><td>12,532</td><td>4,736</td><td>3,436</td><td>4,504</td><td>10,168</td><td>9,008</td><td>4,364</td><td>48,748</td></tr><tr><td>紙おむつ（大人用）（校）</td><td>1,148</td><td>880</td><td>560</td><td>744</td><td>560</td><td>780</td><td>342</td><td>4,982</td></tr><tr><td>不織布マスク（普通サイズ）（校）</td><td>85,400</td><td>52,800</td><td>28,400</td><td>39,600</td><td>28,400</td><td>31,800</td><td>21,000</td><td>283,400</td></tr><tr><td>不織布マスク（子ども用サイズ）（校）</td><td>8,400</td><td>7,200</td><td>3,600</td><td>5,400</td><td>3,600</td><td>4,200</td><td>3,000</td><td>35,400</td></tr><tr><td>生理用ナプキン（昼用）（校）</td><td>3,360</td><td>3,360</td><td>1,120</td><td>1,680</td><td>1,120</td><td>1,120</td><td>560</td><td>12,320</td></tr><tr><td>生理用ナプキン（夜用）（校）</td><td>1,800</td><td>1,800</td><td>600</td><td>900</td><td>600</td><td>600</td><td>300</td><td>6,600</td></tr><tr><td>生理用ショーツ(Mサイズ)（校）</td><td>180</td><td>180</td><td>60</td><td>120</td><td>60</td><td>60</td><td>60</td><td>720</td></tr><tr><td>生理用ショーツ(Lサイズ)（校）</td><td>180</td><td>180</td><td>60</td><td>120</td><td>60</td><td>60</td><td>60</td><td>720</td></tr></table>		本庁	南部	甲賀	東近江	湖東	湖北	高島	合計	パン（食）	36,480	36,480	16,360	24,520	18,000	18,000	7,520	155,300	アルファ化米(アレルギー対応)（食）	0	5,000	4,000	0	14,100	13,800	7,100	44,000	レトルト食品（食）	23,600	9,780	4,840	13,920	12,160	11,680	5,680	81,640	ゼリー（食）	0	9,600	4,800	0	1,360	2,000	1,240	18,120	毛布（校）	6,700	2,560	1,900	2,600	5,700	5,000	2,300	26,760	紙おむつ（乳幼児用）（校）	12,532	4,736	3,436	4,504	10,168	9,008	4,364	48,748	紙おむつ（大人用）（校）	1,148	880	560	744	560	780	342	4,982	不織布マスク（普通サイズ）（校）	85,400	52,800	28,400	39,600	28,400	31,800	21,000	283,400	不織布マスク（子ども用サイズ）（校）	8,400	7,200	3,600	5,400	3,600	4,200	3,000	35,400	生理用ナプキン（昼用）（校）	3,360	3,360	1,120	1,680	1,120	1,120	560	12,320	生理用ナプキン（夜用）（校）	1,800	1,800	600	900	600	600	300	6,600	生理用ショーツ(Mサイズ)（校）	180	180	60	120	60	60	60	720	生理用ショーツ(Lサイズ)（校）	180	180	60	120	60	60	60	720	
	本庁	南部	甲賀	東近江	湖東	湖北	高島	合計																																																																																																																																																																																																																																																							
パン（食）	36,480	36,480	16,360	24,520	17,350	17,880	8,870	180,040																																																																																																																																																																																																																																																							
アルファ化米(アレルギー対応)（食）	0	5,000	4,000	0	11,500	11,500	6,000	38,000																																																																																																																																																																																																																																																							
レトルト食品（食）	23,600	9,780	4,840	13,920	12,160	11,680	5,680	81,640																																																																																																																																																																																																																																																							
ゼリー（食）	0	9,600	4,800	0	0	0	0	14,400																																																																																																																																																																																																																																																							
毛布（校）	6,700	2,560	1,900	2,600	5,700	5,000	2,300	26,760																																																																																																																																																																																																																																																							
紙おむつ（乳幼児用）（校）	12,532	4,736	3,436	4,504	10,168	9,008	4,364	48,748																																																																																																																																																																																																																																																							
紙おむつ（大人用）（校）	1,148	880	560	744	560	780	342	4,982																																																																																																																																																																																																																																																							
不織布マスク（普通サイズ）（校）	85,400	52,800	28,400	39,600	28,400	31,800	21,000	283,400																																																																																																																																																																																																																																																							
不織布マスク（子ども用サイズ）（校）	8,400	7,200	3,600	5,400	3,600	4,200	3,000	35,400																																																																																																																																																																																																																																																							
生理用ナプキン（昼用）（校）	3,360	3,360	1,120	1,680	1,120	1,120	560	12,320																																																																																																																																																																																																																																																							
生理用ナプキン（夜用）（校）	1,800	1,800	600	900	600	600	300	6,600																																																																																																																																																																																																																																																							
生理用ショーツ(Mサイズ)（校）	180	180	60	120	60	60	60	720																																																																																																																																																																																																																																																							
生理用ショーツ(Lサイズ)（校）	180	180	60	120	60	60	60	720																																																																																																																																																																																																																																																							
	本庁	南部	甲賀	東近江	湖東	湖北	高島	合計																																																																																																																																																																																																																																																							
パン（食）	36,480	36,480	16,360	24,520	18,000	18,000	7,520	155,300																																																																																																																																																																																																																																																							
アルファ化米(アレルギー対応)（食）	0	5,000	4,000	0	14,100	13,800	7,100	44,000																																																																																																																																																																																																																																																							
レトルト食品（食）	23,600	9,780	4,840	13,920	12,160	11,680	5,680	81,640																																																																																																																																																																																																																																																							
ゼリー（食）	0	9,600	4,800	0	1,360	2,000	1,240	18,120																																																																																																																																																																																																																																																							
毛布（校）	6,700	2,560	1,900	2,600	5,700	5,000	2,300	26,760																																																																																																																																																																																																																																																							
紙おむつ（乳幼児用）（校）	12,532	4,736	3,436	4,504	10,168	9,008	4,364	48,748																																																																																																																																																																																																																																																							
紙おむつ（大人用）（校）	1,148	880	560	744	560	780	342	4,982																																																																																																																																																																																																																																																							
不織布マスク（普通サイズ）（校）	85,400	52,800	28,400	39,600	28,400	31,800	21,000	283,400																																																																																																																																																																																																																																																							
不織布マスク（子ども用サイズ）（校）	8,400	7,200	3,600	5,400	3,600	4,200	3,000	35,400																																																																																																																																																																																																																																																							
生理用ナプキン（昼用）（校）	3,360	3,360	1,120	1,680	1,120	1,120	560	12,320																																																																																																																																																																																																																																																							
生理用ナプキン（夜用）（校）	1,800	1,800	600	900	600	600	300	6,600																																																																																																																																																																																																																																																							
生理用ショーツ(Mサイズ)（校）	180	180	60	120	60	60	60	720																																																																																																																																																																																																																																																							
生理用ショーツ(Lサイズ)（校）	180	180	60	120	60	60	60	720																																																																																																																																																																																																																																																							
95	③市町による備蓄等 イ 生活必需品等 ・衛星製品（紙おむつ、生理用品、簡易トイレ等） ・段ボールベッド等の簡易ベッド	③市町による備蓄等 イ 生活必需品等 ・衛星製品（紙おむつ、生理用品、簡易トイレ、 <u>トイレトペーパー</u> 等） ・段ボールベッド・ <u>エアベッド</u> 等の簡易ベッド	【防災危機管理局】【健康福祉政策課】 防災基本計画との整合を図るため。																																																																																																																																																																																																																																																												
95	③市町による備蓄等 <u>（新設）</u>	③市町による備蓄等 <u>ウ 備蓄状況の公表</u> <u>災害対策基本法に基づき、毎年1回、広く住民に公表する。</u>	【防災危機管理局】 防災基本計画との整合を図るため。																																																																																																																																																																																																																																																												
96	（3）事業者との連携体制の構築 <u>（新設）</u>	（3）事業者等との連携体制の構築 <u>災害時には、国が運用を開始した「災害対応車両検索システム(D-TRACE)」を通じて、当該車</u>	【健康福祉政策課】 国の制度新設による追加のため。																																																																																																																																																																																																																																																												

頁	修正前	修正後	修正理由
		<u>両を保有する事業者等へ車両の派遣を依頼する。また平時よりシステムに登録されている事業者等の確認を行うほか、県で保有する当該車両の登録や災害時応援協定締結企業等で保有する当該車両の登録を呼びかける。</u>	
97	ウ ヘリポート(飛行場外離着陸場) ヘリコプターによる航空輸送に当たっては、場外離着陸場(県内 <u>140</u> 箇所(内、大規模災害用 17 箇所))を利用し実施することを原則とし、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関および住民等に対する周知徹底を図る。	ウ ヘリポート(飛行場外離着陸場) ヘリコプターによる航空輸送に当たっては、場外離着陸場(県内 <u>141</u> 箇所(内、大規模災害用 17 箇所))を利用し実施することを原則とし、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関および住民等に対する周知徹底を図る。	【防災航空係】 時点修正のため。
97	④ 緊急輸送道路ネットワークの整備 県は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路および輸送拠点について把握・点検するものとするとともに、国等と連携し関係機関と協議の上、災害に対する安全性を考慮した「滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画」(<u>平成25年2月</u>)等に基づき、物資輸送拠点や湖上輸送拠点等を緊密につなぐネットワークを確立する。	④ 緊急輸送道路ネットワークの整備 県は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路および輸送拠点について把握・点検するものとするとともに、国等と連携し関係機関と協議の上、災害に対する安全性を考慮した「滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画」(令和 <u>7年3月</u>)等に基づき、物資輸送拠点や湖上輸送拠点等を緊密につなぐネットワークを確立する。	【高島土木事務所】 計画が更新されたため。
第 19 節 広域避難・避難収容体制の整備			
99	第 19 節 広域避難・避難収容体制の整備 (知事公室・健康医療福祉部・土木交通部)	第 19 節 広域避難・避難収容体制の整備 (知事公室・健康医療福祉部・ <u>子ども若者部</u> ・土木交通部)	【子ども若者政策・私学振興課】 組織改編対応のため。
102	(4)避難所の運営管理体制の構築等 ⑤一定の配慮が必要な避難者への配慮 避難生活において一定の配慮を要する方に必要な生活活動の維持について、保健医療福祉従事者による支援が保健活動の一環として行われるよ	(4)避難所の運営管理体制の構築等 ⑤一定の配慮が必要な避難者への配慮 <u>各避難所運営管理者は、</u> 避難生活において一定の配慮を要する方に必要な生活活動の維持について、保健医療福祉従事者による支援が保健活	【防災危機管理局】 主語を明確にするため。

頁	修正前	修正後	修正理由
	うに努める。	動の一環として行われるように努める。	
102	<u>(新設)</u>	<u>⑥ 地域のボランティア人材の育成・確保</u> <u>市町は、あらかじめ避難所運営・避難生活支援に</u> <u>取り組む地域のボランティア人材の育成の確保に</u> <u>努めるものとする。</u>	【防災危機管理局】 防災基本計画との整合を図るため。
第 20 節 要配慮者の安全確保と支援体制の強化			
104	第 20 節 要配慮者の安全確保と支援体制の強化 (知事公室・総合企画部・健康医療福祉部・商工 観光労働部・土木交通部)	第 20 節 要配慮者の安全確保と支援体制の強化 (知事公室・総合企画部・健康医療福祉部・ <u>子ども</u> <u>若者部</u> ・商工観光労働部・土木交通部)	【子ども若者政策・私学振興課】 組織改編対応のため。
104	2 基本方針 災害時における高齢者・障害者・医療等を必要とする在宅療養者・外国人・乳幼児・妊産婦等の要配慮者には、情報伝達、避難誘導、介護支援等のきめ細かな配慮が必要である。 このため県と市町は連携して、要配慮者のうち、自力で避難することが困難な高齢者・障害者等の避難行動要支援者名簿の整備や個別避難計画の策定、避難体制の整備や社会福祉施設等の防災体制の構築、また、福祉避難所の設定や応急仮設住宅の建設等、要配慮者に迅速・的確に対応するための体制や施設の整備を図る。 また、男女共同参画をはじめとする多様な視点を取り入れた防災対策を推進する。 <u>特に、全国各地で発生した過去の大規模地震を教訓として、行政の災害対応能力の充実・強化を「滋賀県防災プラン」に基づき推進する。</u>	2 基本方針 災害時における高齢者・障害者・医療等を必要とする在宅療養者・外国人・乳幼児・妊産婦等の要配慮者には、情報伝達、避難誘導、介護支援等のきめ細かな配慮が必要である。 このため県と市町は連携して、要配慮者のうち、自力で避難することが困難な高齢者・障害者等の避難行動要支援者名簿の整備や個別避難計画の策定、避難体制の整備や社会福祉施設等の防災体制の構築、また、福祉避難所の設定や応急仮設住宅の建設等、要配慮者に迅速・的確に対応するための体制や施設の整備を図る。 また、男女共同参画をはじめとする多様な視点を取り入れた防災対策を推進する。 (以降削除)	【防災危機管理局】 滋賀県防災プラン関係の記述は第1章第8節に集約のため。
107	「避難所運営ガイドライン」	「避難所運営 <u>等避難生活支援のための</u> ガイドライン(チェックリスト)」	【健康福祉政策課】 引用先の名称変更によるため。

頁	修正前	修正後	修正理由
第 21 節 災害復旧・復興への備えの強化			
109	1 施設体系 第 21 節 災害復旧・復興への備えの強化 ●地籍調査の推進 ●重要情報の保全	1 施設体系 第 21 節 災害復旧・復興への備えの強化 ●事前防災の観点からの取組 ●地籍調査の推進 ●重要情報の保全	【都市計画課】 施策体系に合わせて修正。
109	2 基本方針 円滑な災害復旧・復興を行うため、地籍調査の推進ならびに公共土木建築物や各ライフライン関係施設等の重要情報の保全を図る。 3 具体的な施策の展開 (1) <u>(新設)</u>	2 基本方針 円滑な災害復旧・復興を行うため、 <u>事前防災の観点からの検討</u> 、地籍調査の推進ならびに公共土木建築物や各ライフライン関係施設等の重要情報の保全を図る。 3 具体的な施策の展開 (1) <u>事前防災の観点からの取組</u> <u>迅速・円滑な復興まちづくりをあらかじめ検討し、事前復興計画を策定するなど、事前防災の観点から必要な取組を行うよう努める。</u>	【防災会議 池田委員】 災害対策基本法の修正に伴い、「事前復興まちづくり計画作成等による復興事前準備の促進」について追記。 (滋賀県都市計画方針(R4.3)の書きぶりに合わせて都市計画課が一部調整)
第 23 節 災害救助基金の積立および運用			
112	エ 国からの救 <u>積</u> に対する支払(法第 20 条第 1 項)	エ 国からの救 <u>償</u> に対する支払(法第 20 条第 1 項)	【健康福祉政策課】 誤字の訂正のため。
112	② 具体的には、アに基づき確実な銀行への預金を行うとともに、ウにより <u>地震</u> 時に想定される被災者の <u>概</u> ね1日分に相当する必要最小限の食料、	② 具体的には、アに基づき確実な銀行への預金を行うとともに、ウにより <u>災害</u> 時に想定される被災者の <u>おおむ</u> ね1日分に相当する必要最小限の食料、	【健康福祉政策課】 標記の統一を図るため。

頁	修正前	修正後	修正理由
第 25 節 地震防災上必要な教育および広報に関する計画			
114	2 基本方針 地震による災害から県民の生命、身体や財産を守るためには、行政や各防災関係機関の的確な対応に加え、県民が自らの生命や財産は自らの手で守るとの認識を持って行動することが不可欠である。 このため、県・市町をはじめ各防災関係機関は各自の防災力の向上を図るとともに、多様な主体が地域防災の担い手になって地域防災力の向上につながるよう、県民や事業者等の防災意識の高揚を目指した教育および広報(PR・啓発活動)を推進する。<u>特に、全国各地で発生した過去の大規模災害の教訓を踏まえ、当事者力・地域力を高めるなどについて「滋賀県防災プラン」に基づき推進する。男女共同参画の視点から妥当なものであるか点検することとする。</u>	2 基本方針 地震による災害から県民の生命、身体や財産を守るためには、行政や各防災関係機関の的確な対応に加え、県民が自らの生命や財産は自らの手で守るとの認識を持って行動することが不可欠である。 このため、県・市町をはじめ各防災関係機関は各自の防災力の向上を図るとともに、多様な主体が地域防災の担い手になって地域防災力の向上につながるよう、県民や事業者等の防災意識の高揚を目指した教育および広報(PR・啓発活動)を推進する。(以降削除)	【防災危機管理局】 滋賀県防災プラン関係の記述は第1章第8節に集約のため。
115	イ 教育および広報の内容 (略) (i)南海トラフのプレート境界型地震、琵琶湖西岸断層帯等の内陸活断層を震源とする地震の発生機構に関する知識 (ii)震度情報に関する一般的な知識 (iii)地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火および自動車運<u>行</u>の自粛等防災上とすべき行動に関する知識 (iv)緊急地震速報の利用などによる正確な情報入手の方法	イ 教育および広報の内容 (略) <u>(ア)南海トラフ地震臨時情報の内容およびこれに基づきとられる措置の内容</u> <u>(イ)予想される地震動に関する知識</u> <u>(ウ)南海トラフのプレート境界型地震、琵琶湖西岸断層帯等の内陸活断層を震源とする地震の発生機構や震度情報等、地震に関する一般的な知識</u> <u>(エ)地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火および自動車運<u>転</u>の自粛等、防災上と</u>	【防災危機管理局】 南海トラフ地震防災対策推進計画作成例と整合を図るため。

頁	修正前	修正後	修正理由
	(v)防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容 (vi)各地域における<u>急傾斜地崩壊危険箇所</u>等に関する知識 (vii)各地域における避難場所および避難路等に関する知識 (viii)避難生活に関する知識 (ix)<u>平素</u>住民が実施し<u>うる</u>応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、地震保険、火災保険の加入、ブロック塀の倒壊防止、家庭動物に係る防災対策等の内容	るべき行動に関する知識 (オ)緊急地震速報の利用などによる正確な情報入手の方法 (カ)防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容 (キ)各地域における<u>土砂災害警戒区域</u>等に関する知識 (ク)各地域における避難場所および避難路等に関する知識 (ケ)<u>地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、地震保険、火災保険の加入、ブロック塀の倒壊防止、家庭動物に係る防災対策等の災害発生時における応急措置の内容や実施方法</u> (コ)避難生活に関する知識 (サ)<u>住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施</u>	
116	イ 幼児・児童生徒に対する教育(省略) <u>(新設)</u>	イ 幼児・児童生徒に対する教育(省略) <u>ウ 大規模災害時における応援体制の構築</u> <u>大規模災害が発生した場合に被災した学校を支援し子どもたちの学びを速やかに確保するため、教職員等による災害時の県内外における応援体制を構築する。</u>	【教育総務課】 防災基本計画の修正に伴うもの。 国において、大規模災害時における児童生徒の学びの継続のため、被災地学級支援派遣等枠組(D-EST)に係る体制の整備を図ることとしており、滋賀県においても令和7年度から取り組みを始めているため。
116	イ 防災教育の内容 県職員を対象とした防災教育の内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。	イ 防災教育の内容 県職員を対象とした防災教育の内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。	【防災危機管理局】 南海トラフ地震防災対策推進計画作成例と整合を図るため

頁	修正前	修正後	修正理由
	(i) 南海トラフによる地震、琵琶湖西岸断層帯を震源とする内陸直下型地震等に伴い発生すると予想される地震動に関する知識 (ii) 地震に関する一般的な知識 (iii) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識 (iv) 職員等が果たすべき役割 (v) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識 (vi) 今後地震対策として取り組む必要のある課題 (vii) 内閣府の「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針、同ガイドライン」に基づく避難所の運営に関する知識	<u>(ア) 南海トラフ地震臨時情報の内容およびこれに基づきとられる措置の内容</u> <u>(イ) 南海トラフ地震、琵琶湖西岸断層帯を震源とする内陸直下型地震等に伴い発生すると予想される地震動に関する知識</u> <u>(ウ) 地震に関する一般的な知識</u> <u>(エ) 南海トラフ地震臨時情報が出された場合および地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識</u> <u>(オ) 南海トラフ地震臨時情報が出された場合および地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割</u> <u>(カ) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識</u> <u>(キ) 今後地震対策として取り組む必要のある課題</u> <u>(ク) 内閣府の「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針、同ガイドライン」に基づく避難所の運営に関する知識</u>	
117	⑤ 企業防災の促進 ア 企業は、災害時の果たすべき役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努めるとともに、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図る等し、防災体制の整備を実施するなどの防災活動の推進に努める。 イ 県は、中小企業に対して情報提供やBCP策定	⑤ 企業防災の促進 ア 企業は、災害時の果たすべき役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努めるとともに、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図る等し、防災体制の整備を実施するなどの防災活動の推進に努める。 イ 県は、中小企業に対して情報提供やBCP策定	【防災危機管理局】 「滋賀県防災対策の推進に関する条例」との整合を図るため。

頁	修正前	修正後	修正理由
	の支援に努めることで、その自主的な取組を促進し、市町とともに企業と協力して県内の防災力の向上を図るものとする。 <u>(追記)</u>	の支援に努めることで、その自主的な取組を促進し、市町とともに企業と協力して県内の防災力の向上を図るものとする。 <u>ウ 企業は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、従業員および施設の利用者等に対し災害に関する情報の伝達、避難誘導その他の措置を講ずるよう努めるものとする。</u> <u>エ 企業は従業員および施設の利用者等が災害時に必要とする物資を備蓄するよう努める。</u>	
第 26 節 防災訓練の充実			
119	2 基本方針 地震による被害を防止または軽減するためには、日頃から防災訓練の機会を十分持ち、県民が知識と実践の両面で、いざという時の活動内容をしっかりと理解し身につけておくことが重要である。このため県は、各防災関係機関や地域住民との緊密な連携による実践的な地震災害総合訓練の充実に努める。	2 基本方針 地震による被害を防止または軽減するためには、日頃から防災訓練の機会を十分持ち、県民が知識と実践の両面で、いざという時の活動内容をしっかりと理解し身につけておくことが重要である。このため県は、各防災関係機関や地域住民、<u>自主防災組織等</u>との緊密な連携による実践的な地震災害総合訓練の充実に努める。 <u>県は、市町が自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、市町に対し、必要な助言と指導を行うものとする。</u>	【防災危機管理局】 南海トラフ地震防災対策推進計画作成例と整合を図るため。
120	(4)その他の訓練の充実 ④ 感染症禍を想定した対策訓練 県、市町は、関係機関と連携し、<u>新型コロナウイルス感染症</u>を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した感染者の避難誘導や避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。	(4)その他の訓練の充実 ④ 感染症禍を想定した対策訓練 県、市町は、関係機関と連携し、<u>新型インフルエンザ等感染症等(指定感染症および新感染症を含む。)</u>を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した感染者の避難誘導や避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。	【防災危機管理局】 他の修正箇所と整合を図るため。

頁	修正前	修正後	修正理由
120	(新設)	<u>(5)防災訓練の実施に当たって留意すべき事項</u> <u>・市町、防災関係機関、関係施設・事業者等との共同訓練を行うよう配慮するとともに、地域住民等の協力およびその参加を得るよう留意する。</u> <u>・地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</u>	【防災危機管理局】 南海トラフ地震防災対策推進計画作成例と整合を図るため。
第 28 節 災害ボランティアへの支援			
124	③協力体制の構築 県災害ボランティアセンターは、ボランティア・NPO関係機関・団体等で構成する災害ボランティアセンター運営協議会を設置し、平常時からこれら団体等と連携することにより災害時の連絡体制や役割分担を明確にし、発災時の運営を円滑化する。 また、県内外の災害ボランティアに関わる団体・グループと平常時から連携を図ることにより、災害時におけるボランティアの受入等への備えをしておく。	③協力体制の構築 県災害ボランティアセンターは、ボランティア・NPO関係機関・団体等で構成する災害ボランティアセンター運営協議会を設置し、平常時からこれら団体等と連携することにより災害時の連絡体制や役割分担を明確にし、発災時の運営を円滑化する。 また、 <u>災害ボランティアセンター運営協議会においては、国の被災者援護協力団体登録制度の運用も踏まえて、県内外の災害ボランティアに関わる団体・グループと平常時からの連携強化に努め、災害時におけるボランティアの受入等に備える。</u> <u>併せて、全国域の災害中間支援組織である全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)とも連携し、発災時における連携体制強化を図っていく。</u>	【防災会議 辻岡委員】 災害対策基本法等の改正により、避難所の運営支援、炊き出し等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等を国が「被災者援護協力団体」として登録する制度を創設したため。(健康福祉政策課一部調整) 【健康福祉政策課】 JVOAD との連携体制強化を追加。
124	④専門ボランティアとの連携体制の構築 県は、災害時のボランティア活動のうち、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、外国語通訳ボランティア、カウンセラー等、一定の知識、経験や資格を必要とする専門ボランティア	④専門ボランティアとの連携体制の構築 県および <u>災害ボランティアセンター運営協議会</u> は、災害時のボランティア活動のうち、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、外国語通訳ボランティア、カウンセラー、 <u>重機オペレ</u>	【健康福祉政策課】 災害ボランティアセンター運営協議会による専門ボランティアとの連携体制の構築について追加。

頁	修正前	修正後	修正理由
	が、災害時に迅速・的確に対応できるよう、平常時から各所管部局において、氏名、連絡先、活動の種類等の把握を行うなど専門ボランティアとの連携協力関係の構築に努める。	<u>一ター、大工</u> 等、一定の知識、経験や資格を必要とする専門ボランティアが、災害時に迅速・的確に対応できるよう、平常時から各所管部局 <u>等</u> において、氏名、連絡先、活動の種類等の把握を行うなど専門ボランティアとの連携協力関係の構築に努める。	【防災会議 西谷委員】 専門ボランティアとして重機オペレーター、大工を追記。
第3章 災害応急対策計画			
第1節 災害応急対策の活動体制			
131	(4) 災害対策本部、地方本部 <u>(新設)</u>	(4) 災害対策本部、地方本部 <u>⑩ 活動調整会議の設置</u> <u>第3章災害応急対策計画 第5章消防計画 2応急対策計画 (4)応援要請に関する計画により、緊急消防援助隊の応援を要請し、かつ消防応援活動調整本部を設置した場合、消防の応援等の総合調整を行うことから、広域的支援部隊(緊急消防援助隊、警察災害派遣隊および自衛隊災害派遣部隊など)の派遣を要請した場合、被災地での迅速かつ的確な活動に資するため、各機関の総合的な連携・調整を図ることを目的に災害対策本部に活動調整会議を設置し、関係機関との連絡調整を図るものとする。</u> <u>また、救助機関が相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、活動調整会議において、活動区域や役割分担等の調整を図るものとする。なお、活動調整会議については、必要に応じて市町災害対策本部に設置される市町の活動調整会議や災害現場における現地合同調整所から情報を得て、活動調整を行うものとする。</u>	【防災危機管理局】 令和6年能登半島地震において、実動機関(警察・消防・自衛隊等)を統括・調整する機能が不十分であったことや、実動機関が保有する情報の共有に苦慮したことが課題とされたことなどから、広域的支援部隊の総合的な連携・調整を図るため、県災害対策本部に活動調整会議を設置することを追記。

頁	修正前	修正後	修正理由
133	(新設)	<u>③ 職員の業務環境整備</u> <u>・災害対応の状況に応じて職員への心のケアの体制を拡充する</u> <u>・男女別の鍵のかかる仮眠室など、災害対応に当たる職員の業務環境を整備する</u>	【防災会議 池田委員】 「支援者支援」の仕組みの必要性は、過去の大災害で指摘され続けている。子育てや介護に携わっている職員への支援、心のケア、休息がとれる環境などが不足した結果、職員の疲弊を招いたとされているため。
第2節 災害救助法の適用			
136	① 災害が発生した場合の救助 ア 避難所(福祉避難所含む)の設置 イ 応急仮設住宅の供与 ウ 炊出しその他による食品の給与 エ 飲料水の供給 オ 被服、寝具その他生活必需品等の給与または貸与 カ 医療および助産 キ 被災者の救出 ク 被災した住宅の応急修理 (ア)住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理 (イ)日常生活に必要な最小限度の部分の修理 ケ 学用品の給与 コ 埋葬 サ 死体の搜索 シ 死体の処理 ス 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	① 災害が発生した場合の救助 <u>(ア)</u> 避難所(福祉避難所含む)の設置 <u>(イ)</u> 応急仮設住宅の供与 <u>(ウ)</u> 炊出しその他による食品の給与 <u>(エ)</u> 飲料水の供給 <u>(オ)</u> 被服、寝具その他生活必需品等の給与または貸与 <u>(カ)</u> 医療および助産 <u>(キ)</u> 被災者の救出 <u>(ク)</u> <u>福祉サービスの提供</u> <u>(ケ)</u> 被災した住宅の応急修理 <u>(a)</u> 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理 <u>(b)</u> 日常生活に必要な最小限度の部分の修理 <u>(コ)</u> 学用品の給与 <u>(サ)</u> 埋葬 <u>(シ)</u> 死体の搜索 <u>(ス)</u> 死体の処理 <u>(セ)</u> 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	【防災会議 辻岡委員】 災害対策基本法等に改正に伴い、災害救助法の第4条「救助の種類」に「福祉サービスの提供」が追加されたため。 【健康福祉政策課】 災害救助法の改正および風水害編との表記の統一によるため。

頁	修正前	修正後	修正理由
第3節	相互協力計画		
137	(新設)	(2)市町は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、国に対する応急措置の実施を求めるものとする。市町はこの要求ができない場合は、その旨および当該市町の地域における災害の状況を国に通知するものとする。	【防災危機管理局】 防災基本計画との整合を図るため。
139	5 市町との相互協力 (1) 被災市町の市町本部長は、災害応急対策実施のため必要があるときは、県本部長(防災危機管理局)に応援(職員の派遣を含む。以下同じ)または応援のあっ旋を求めるなどして災害対策に万全を期す。 県は、求められた災害応急対策全般について応諾義務を負う。 <u>特に、全国各地で発生した 過去の大規模災害の教訓を踏まえ、家屋被害認定や 災証明書</u> <u>の発行等、被災地の早期復興と被災者の生活再建に必要不可欠な市町の業務について、県と市町間の連携を強化し「滋賀県防災プラン」に基づき支援するものとする。</u>	5 市町との相互協力 (1) 被災市町の市町本部長は、災害応急対策実施のため必要があるときは、県本部長(防災危機管理局)に応援(職員の派遣を含む。以下同じ)または応援のあっ旋を求めるなどして災害対策に万全を期す。 県は、求められた災害応急対策全般について応諾義務を負う。 (以降削除)	【防災危機管理局】 滋賀県防災プラン関係の記述は第1章第8節に集約のため。
139	5 市町との相互協力 (2) 県本部長は、必要に応じ、災害を受けた市町が応急対策を円滑に実施できるよう本部支援連絡員、地方本部情報連絡員、被災市町支援チームを市町本部に派遣するとともに、他の市町に対し、応援についての指示を行い、または防災関係機関の応援をあっ旋するものとする。 するものとする。	5 市町との相互協力 <u>(2)県は、市町の要請があった場合または県が支援の必要があると判断した場合、「県本部リエゾン／地方本部リエゾン」、「情報連絡員」、「避難所運営等の支援員」により構成する「被災市町支援チーム」を、市町の災害対策本部に派遣し、市町が必要とする応援職員や支援物資のニーズ把握等に努め、災害対策本部運営、避難所運営、住家被</u>	【防災危機管理局】 「市町へのリエゾン派遣制度」の創設および「滋賀県災害時受援計画」の改定によるため。

頁	修正前	修正後	修正理由
		<u>害認定調査等の早期実施など被災市町における初動対応を支援する。</u> <u>なお、大規模災害等により県内全域で被害が発生した場合は、応援側にマネジメントを含めた支援チームの派遣を全国知事会や関西広域連合等広域応援協定締結団体に要請するとともに、総務省が策定した「応急対策職員派遣制度」に基づく確保調整本部に、避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援、「災害マネジメント総括支援員」等による支援の要請を行う。</u>	
141	③電力会社相互間 ア <u>非常災害対策用</u>資機材の広域運営 <u>非常災害対策用</u>資機材の備蓄を効率的にするとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、<u>隣接電力会社と非常災害対策用</u>資機材の相互融通体制を整えておくものとする。 イ <u>地震</u>時における電力の融通 <u>地震</u>時等に電力が不足したときは、隣接電力会社と締結している「全国融通電力需給契約」「全国融通電力振替供給契約」に基づき、安定した電力の供給を図るよう体制を整えておくものとする。	③電力会社相互間 ア <u>復旧用</u>資機材の広域運営 <u>復旧用</u>資機材の備蓄を効率的にするとともに、災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、<u>広域機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用</u>資機材の相互融通体制を整えておく。 イ <u>災害</u>時における電力の融通 <u>災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、広域機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。</u>	【関西電力送配電】 関西電力および関西電力送配電における「防災業務計画」(2023年7月)との文言統一により追記、削除のため。
第4節 自衛隊災害派遣要請計画			
153	血液 <u>薬品</u> 等	血液 <u>製剤</u>	【薬務課】 語句修正のため。
第5節 消防計画			
159	【災害時応援協定編・参考編参照】 ・ 滋賀県広域消防相互応援協定 ・ 滋賀県下消防団広域相互応援協定	【災害時応援協定編・参考編参照】 ・ 滋賀県広域消防相互応援協定 ・ 滋賀県下消防団広域相互応援協定	【防災航空係】 語句修正のため。

頁	修正前	修正後	修正理由
	・ 滋賀県緊急消防援助隊受援計画 ・ 滋賀県緊急消防援助隊航空部隊・航空式支援隊受援計画	・ 滋賀県緊急消防援助隊受援計画 ・ 滋賀県緊急消防援助隊航空部隊・航空指揮支援隊受援計画	
第6節 救急救助および保健医療救護計画			
175	(4)災害派遣福祉チーム(しが DWAT)の活動内容 災害派遣福祉チーム(しが DWAT)は、派遣先である<u>一般避難所および福祉避難所</u>において災害時要配慮者に対し、<u>次に掲げる活動</u>を行う。 ① 福祉避難所への誘導 ② アセスメントの実施 ③ 日常生活上の支援 ④ 相談支援 ⑤ 避難所内の環境整備 ⑥ 関係機関・他職種チーム・被災地社会福祉施設等との連携 ⑦ その他、ネットワーク本部またはリーダーが必要と認める活動	(4)災害派遣福祉チーム(しが DWAT)の活動内容 災害派遣福祉チーム(しが DWAT)は、派遣先である<u>避難所や、在宅および自家用車ならびに被災した社会福祉施設等その他地域で生活する要配慮者</u>に対し、<u>主に次に掲げる活動</u>を行う。 ① <u>要配慮者情報の収集</u> ② <u>福祉避難所等への誘導</u> ③ <u>要配慮者へのアセスメント</u> ④ <u>日常生活上の支援</u> ⑤ <u>相談支援</u> ⑥ <u>避難所における環境整備</u> ⑦ <u>本部、都道府県との連絡調整、状況等の報告</u> ⑧ <u>後続のチームへの引継ぎ</u> ⑨ <u>被災市区町村や避難所等の管理者等との連携</u> ⑩ <u>他職種との連携</u> ⑪ <u>被災地域の社会福祉施設等との連携</u>	【健康福祉政策課】 災害対策基本法の改正に伴う修正のため。
第7節 情報連絡計画			
182	⑤「南海トラフ地震臨時情報」が発表された時の県の体制 c 「南海トラフ地震臨時情報(<u>調査終了</u>)」が発表された場合	⑤「南海トラフ地震臨時情報」が発表された時の県の体制 c <u>南海トラフ地震臨時情報発表に対する国からの特別な注意・警戒の呼びかけが終了したとき</u>	【彦根地方气象台】 臨時情報(巨大地震警戒、巨大地震注意)に解除の運用が無いため。
184	(ウ)指定地方行政機関、指定(地方)公共機関 指定地方行政機関、指定(地方)公共機関は、県本	(ウ)指定地方行政機関、指定(地方)公共機関 指定地方行政機関、指定(地方)公共機関は、<u>土木</u>	【滋賀県道路公社】 情報集約ルート修正のため。

頁	修正前	修正後	修正理由
	部(設置前は防災危機管理局)に報告を行い、県本部は速やかに国(総務省消防庁)に報告することとする。	<u>交通部(道路保全課)所管の道路に関する情報を集約の上</u> 、県本部(設置前は防災危機管理局)に報告を行い、県本部は速やかに国(総務省消防庁)に報告することとする。	
188	③ 広聴活動 広報課と関係所属は連携して、災害に関して寄せられる相談・照会・苦情に応じる。	③ 広聴活動 広報課と関係所属は <u>国とも</u> 連携して、災害に関して寄せられる相談・照会・苦情に応じる。	【総務省滋賀行政監視行政相談センター】 令和6年6月28日付けの「防災基本計画」改定において、「第2編 各災害に共通する対策編」「第3章 災害復旧・復興」「第4節 被災者等の生活再建等の支援」に「国(総務省)は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。」が新設され、当センターの行う特別行政相談活動とは、①被災者への生活支援情報の提供、②専用電話を備えた相談窓口の開設、③特別行政相談所の開設などであり、これらの活動は地域防災計画での左記の項目と密接に関係しているため
第8節 通信および放送施設応急対策計画			
190	ウ 電源の喪失等の場合、近畿総合通信局へ電源車の貸与要請を実施	ウ 電源の喪失等の場合、近畿総合通信局へ電源車 <u>等</u> の貸与要請を実施	【近畿総合通信局】 電源車の他、電源車と同等出力の発電機、燃料(LPガス)、ポータブル蓄電器も電源運搬車により運搬貸与するため。
第11節 輸送計画			
209	【滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画図】 (令和 <u>6</u> 年 <u>2</u> 月)	【滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画図】 (令和 <u>7</u> 年 <u>3</u> 月)	【滋賀国道事務所】 計画見直しによる時点更新のため。

頁	修正前	修正後	修正理由
第12節 鉄道施設応急対策計画			
212	3 私鉄等施設応急対策計画(京阪電気鉄道株式会社、近江鉄道株式会社、信楽高原鐵道株式会社、甲賀市) ② 近江鉄道株式会社 地震が発生した場合、運転取扱心得および鉄道事業緊急時対策内規の定めるところにより、被害の拡大防止と旅客の安全を確保し、被害を早期に復旧して輸送の再開を図る。	3 私鉄等施設応急対策計画(京阪電気鉄道株式会社、近江鉄道株式会社・<u>一般社団法人近江鉄道線管理機構</u>、信楽高原鐵道株式会社、甲賀市) ② 近江鉄道株式会社・<u>一般社団法人近江鉄道線管理機構</u> 地震が発生した場合、運転取扱<u>実施基準</u>および鉄道事業緊急時対策内規の定めるところにより、被害の拡大防止と旅客の安全を確保し、被害を早期に復旧して輸送の再開を図る。	【交通戦略課】 近江鉄道線は令和6年4月から公営民営方式による上下分離に移行し、近江鉄道(株)が第二種鉄道事業者として鉄道の運行を担い、(一社)近江鉄道線管理機構が第三種鉄道事業者として鉄道施設の保有・維持管理を担うこととなったため。 【近江鉄道】 規定改定による名称変更のため。
212	(2) 応急対策 ① 京阪電気鉄道株式会社(略) ② 近江鉄道株式会社(略)	(2) 応急対策 ① 京阪電気鉄道株式会社(略) ② 近江鉄道株式会社・<u>一般社団法人近江鉄道線管理機構</u>(略)	【交通戦略課】 同上
第14節 避難計画			
222	1 計画方針 地震時における人的被害を軽減するため、防災関係機関が連絡調整を密にし、被災者を速やかに安全な場所に避難誘導する。また、被災者の当面の居所を確保し生活の安定を図るため、必要に応じ避難所を設置する。なお、その際には傷病者、障害者、高齢者、幼児、妊産婦等の要配慮者に合理的配慮を提供する。また、外国人については平常時より避難所等に関する多言語による情報提供に努めるものとする。 <u>特に、全国各地で発生した大規模地震の教訓を踏まえ、寄り添い型・協働型避難支援の実現と</u>	1 計画方針 地震時における人的被害を軽減するため、防災関係機関が連絡調整を密にし、被災者を速やかに安全な場所に避難誘導する。また、被災者の当面の居所を確保し生活の安定を図るため、必要に応じ避難所を設置する。なお、その際には傷病者、障害者、高齢者、幼児、妊産婦等の要配慮者に合理的配慮を提供する。また、外国人については平常時より避難所等に関する多言語による情報提供に努めるものとする。 (以降削除)	【防災危機管理局】 滋賀県防災プラン関係の記述は第1章第8節に集約のため。

頁	修正前	修正後	修正理由
	<u>要配慮者への合理的な配慮の提供を「滋賀県防災プラン」に基づき推進する。</u>		
224	7 要配慮者の避難に関する配慮 (健康福祉政策課、健康危機管理課、医療福祉推進課、障害福祉課、子ども若者政策・私学振興課)	7 要配慮者の避難に関する配慮 (健康福祉政策課、健康危機管理課、医療福祉推進課、障害福祉課、子ども若者政策・私学振興課、 <u>子どもの育ち学び支援課、子育て支援課、子ども家庭支援課</u>)	【防災危機管理局】 組織改編対応のため。
227	また、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関しても配慮に努めるとともに、 <u>や</u> 家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いにも配慮するよう努める。	また、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関しても配慮に努めるとともに、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いにも配慮するよう努める。	【健康福祉政策課】 誤字の訂正のため。
227	(3)避難所の運営 ②市町(県) <u>本部</u> は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、～	(3)避難所の運営 ②市町(県)は、 <u>指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、～</u>	【防災危機管理局】 防災基本計画と整合を図るため修正。
228	⑥各避難所運営管理者は、避難所の運営における女性の参画を推進する。また、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関して配慮が必要な人などの視点や家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。特に、プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫や、他者の視線が気にならない男女別の更衣室や物干し場、入浴設備、清潔で誰でも安心して使えるトイレ、授乳室(搾乳スペース含む)の設置、生理用品・女性用	⑥各避難所運営管理者は、 <u>指定避難所等</u> の運営における女性 <u>や子育て家庭</u> の参画を推進する。また、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に加え、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関して配慮が必要な人などの視点や、 <u>子ども・若者の居場所の確保</u> 、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。特に、プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫や、他者の視線が気にならない男女別の更衣室や物干し場、入浴設備、清潔で誰でも安	【防災会議 池田委員】 災害対策基本法等の改正のため。 【防災危機管理局】 防災基本計画の文言通りに「指定避難所等の運営における」と修正。

頁	修正前	修正後	修正理由
	下着の配布方法の工夫、避難所における安全性の確保など、女性や子育ての家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。	心して使えるトイレ、授乳室(搾乳スペース含む)の設置、生理用品・女性用下着の配布方法の工夫、避難所における安全性の確保、 <u>キッズスペースや学習スペースの設置</u> など、女性や子育ての家庭、 <u>子ども・若者</u> のニーズに配慮した避難所の運営に努める。	
228	⑨ 各避難所運営管理者は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。	⑨ 各避難所運営管理者は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初から <u>プライバシー確保のための</u> パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置する <u>こと、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに</u> 努めるとともに、 <u>快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等を把握し、必要な対策に努めるものとする。また、</u> あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。 <u>さらには、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置に努めるものとする。</u>	【防災危機管理局】 防災基本計画と整合を図るため修正。
229	(4)県本部の設置 ① 県本部は、市町に設置される避難所の状況を把握し、調整を行う部署を設け、市町本部の報	(4)県本部の設置 ① 県本部は、市町に設置される避難所の状況を把握し、調整を行う部署を設け、市町本部の報	【防災危機管理局】 滋賀県防災対策推進条例との整合を図るため。

頁	修正前	修正後	修正理由
	告により、避難所の開設状況および運営状況、その他被災者のニーズ等について把握する。	告により、避難所の開設状況および運営状況、その他被災者のニーズ等について把握する。 <u>また、指定避難所の円滑な運営が確保され</u> <u>るとともに、指定避難所の良好な居住性が確保さ</u> <u>れるよう、市町本部に対し、情報提供、助言、そ</u> <u>の他必要な支援を行う。</u>	
229	(2)県内における広域一時滞在の実施 ①被災市町の実施事項 イ ～県に報告しなければならない。	(2)県内における広域一時滞在の実施 ①被災市町の実施事項 イ ～県に報告しなければならない。 <u>また、協議先</u> <u>市町との間で、被災住民に関する情報の共有を</u> <u>確実に行うものとする。</u>	【防災危機管理局】 防災基本計画との整合を図るため。
230	②協議先市町の実施事項 イ ～必要と認める者に通知しなければならない。	②協議先市町の実施事項 イ ～必要と認める者に通知しなければならない。 <u>また、受け入れた被災住民に対し、必要な支援</u> <u>情報を提供するものとする。</u>	【防災危機管理局】 防災基本計画との整合を図るため。
230	(3)県外における一時滞在 ①被災市町の実施事項 イ ～県に報告しなければならない。	(3)県外における一時滞在 ①被災市町の実施事項 イ ～県に報告しなければならない。 <u>また、協議先</u> <u>市町との間で、被災住民に関する情報の共有を</u> <u>確実に行うものとする。</u>	【防災危機管理局】 防災基本計画との整合を図るため。
231	(4)県外避難者の受け入れ ①市町の実施事項 イ ～必要と認める者に通知しなければならない。	(4)県外避難者の受け入れ ①市町の実施事項 イ ～必要と認める者に通知しなければならない。 <u>また、受け入れた被災住民に対し、必要な支援</u> <u>情報を提供するものとする。</u>	【防災危機管理局】 防災基本計画との整合を図るため。
第 15 節 飲料水・食料・生活必需品・燃料等の供給計画			
233	また、県および市町は、事前に <u>物資調達・輸送</u> <u>調整等支援システム</u> を用いて備蓄状況の確認を 行うとともに、	また、県および市町は、事前に <u>新物資システム</u> <u>(B-PLo)</u> を用いて備蓄状況の確認を行うととも に、	【健康福祉政策課】 システム名の変更のため。

頁	修正前	修正後	修正理由
234	県は、平素から <u>地震</u> 時に想定される被災者のおおむね1日に相当する量の食料について災害救助法に基づく <u>公的備蓄に加え、流通在庫方式</u> により確保に努めるものとする。	県は、平素から <u>災害</u> 時に <u>避難が</u> 想定される被災者のおおむね1日に相当する量の食料について災害救助法に基づく備蓄に加え、 <u>災害時応援協定等の活用</u> により確保に努めるものとする。	【健康福祉政策課】 「公的備蓄」「流通在庫方式」の定義があいまいなため、より明確な内容に訂正標記の統一をはかるため。
234	災害救助法が適用された際(適用見込含む)には、県本部は、市町本部の要請に基づき備蓄物資の払い出しや <u>災害時応援協定締結企業等からの調達</u> 、輸送体制の確立等の必要な措置をとる～	災害救助法が適用された際(適用見込含む)には、県本部は、市町本部の要請に基づき備蓄物資の払い出しや輸送体制の確立等の必要な措置をとる～	【健康福祉政策課】 前段の内容と重複するため。
235	地震発生後3日間程度は、備蓄食料の払出しおよび <u>流通在庫方式</u> による調達によって実施する。	地震発生後3日間程度は、備蓄食料の払出しおよび <u>災害時応援協定等の活用</u> による調達によって実施する。	【健康福祉政策課】 「流通在庫方式」の定義があいまいなため、より明確な内容に訂正のため。
236	県は、平素から <u>地震</u> 時に想定される被災者のおおむね1日に相当する量の生活必需品について、公的備蓄および <u>流通在庫方式</u> により確保に努めるものとする。	県は、平素から <u>災害</u> 時に <u>避難が</u> 想定される被災者のおおむね1日に相当する量の生活必需品について、備蓄および <u>災害時応援協定等の活用</u> により確保に努めるものとする	【健康福祉政策課】 「公的備蓄」「流通在庫方式」の定義があいまいなため、より明確な内容に訂正標記の統一をはかるため。
第 17 節 住宅応急対策計画			
248	②建設型応急住宅の設置・供与 ～なお、～ <u>災害時要配慮者</u> に配慮した構造となるように～	②建設型応急住宅の設置・供与 ～なお、～ <u>要配慮者</u> に配慮した構造となるように～	【住宅課】 表現統一のため。
248	(4)応急仮設住宅～おける要配慮者への配慮 県本部、および市町本部は、 <u>災害時要配慮者</u> が生活する～	(4)応急仮設住宅～おける要配慮者への配慮 県本部、および市町本部は、 <u>要配慮者</u> が生活する～	【住宅課】 表現統一のため。
251	イ <u>応急</u> 修理	イ <u>緊急の</u> 修理	【住宅課】 語句の訂正のため。
251	ウ 費用の限度、期間等 費用の限度、期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準」(平成 25 年 10 月1日付内閣府告示	ウ 費用の限度、期間等 費用の限度、期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準」(平成 25 年 10 月1日付内閣府告示	【住宅課】 条ずれ訂正のため。

頁	修正前	修正後	修正理由
	第 228 号)第7条による。	第 228 号)第8条による。	
252	3) 費用の限度、期間等 費用の限度、期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準」(平成 25 年 10 月 1 日付内閣府告示第 228 号)第 12 条による。	3) 費用の限度、期間等 費用の限度、期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準」(平成 25 年 10 月 1 日付内閣府告示第 228 号)第13条による。	【住宅課】 条ずれ訂正のため。
第 18 節 電力・ガス施設応急対策計画			
256	②応急対策要員の確保 大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、一般社団法人日本ガス協会の「 <u>地震・洪水等非常事態における救援措置要綱</u> 」に基づき、災害を免れた事業者からの協力体制を活用する。	②応急対策要員の確保 大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、一般社団法人日本ガス協会の「 <u>非常事態における応援要綱</u> 」および <u>ガス導管事業者連名の「災害時連携計画」</u> に基づき、災害を免れた事業者からの協力体制を活用する。	【大津市企業局】 日本ガス協会の要綱改定およびガス事業者が連名で応援体制を定めた「非常時連携計画」を 2022 年 9 月 1 日に経済産業大臣に届け出たため。
第 21 節 建造物等応急対策計画			
272	(知事公室、総務部、土木交通部、教育委員会、警察 等)	(知事公室、総務部、 <u>文化スポーツ部</u> 、土木交通部、警察 等)	【教育総務課】 文化財保護課が教育委員会から文化スポーツ部に移管されているため。
第 28 節 要配慮者対策計画			
297	表内第 17 節 住宅応急対策計画 1 応急仮設住宅の設置・供与に係る計画の策定にあたっては、民間賃貸住宅等の空き室等の活用を考慮するとともに、高齢者・障害者等の <u>災害時要配慮者</u> に対する配慮を行う。 3-(2) 入居者の選定にあたっては応急仮設住宅のうち一定の割合について <u>災害時要配慮者</u> を優先的に入居させるよう努める。 3-(3) 応急仮設住宅の建設にあたっては、一定割合について、段差の解消やスロープ、手すり等の設置を図るなど、 <u>災害時要配慮者</u> に配慮した構造	表内第 17 節 住宅応急対策計画 1 応急仮設住宅の設置・供与に係る計画の策定にあたっては、民間賃貸住宅等の空き室等の活用を考慮するとともに、高齢者・障害者等の <u>要配慮者</u> に対する配慮を行う。 3-(2) 入居者の選定にあたっては応急仮設住宅のうち一定の割合について <u>要配慮者</u> を優先的に入居させるよう努める。 3-(3) 応急仮設住宅の建設にあたっては、一定割合について、段差の解消やスロープ、手すり等の設置を図るなど、 <u>要配慮者</u> に配慮した構造の応急	【住宅課】 表現統一のため。

頁	修正前	修正後	修正理由
	の応急仮設住宅を建設するように努める。 3-(4) 県本部および市町本部は、要配慮者が生活する応急仮設住宅には、保健師、ケースワーカー、ホームヘルパー、手話通訳者等を派遣し、それら<u>災害時要配慮者</u>の日常生活機能の確保、健康の維持に努める。	仮設住宅を建設するように努める。 3-(4) 県本部および市町本部は、要配慮者が生活する応急仮設住宅には、保健師、ケースワーカー、ホームヘルパー、手話通訳者等を派遣し、それら<u>要配慮者</u>の日常生活機能の確保、健康の維持に努める。	
第 29 節 南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止対策計画			
297		(削除)	【防災危機管理局】 第29節全体削除し第5章へ溶込み。
第4章 災害復旧計画			
第 3 節 被災者等への支援			
300	2 基本方針 租税の徴収猶予および減免等の措置による負担軽減や災害弔慰金の支給、被災者生活再建支援金の支給、生活資金の貸付による資金的な支援などによって、被災者の自立的な生活再建を促進する。 また、県および市町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。<u>特に、被災者の生活再建を「滋賀県防災プラン」に基づき支援する。</u>	2 基本方針 租税の徴収猶予および減免等の措置による負担軽減や災害弔慰金の支給、被災者生活再建支援金の支給、生活資金の貸付による資金的な支援などによって、被災者の自立的な生活再建を促進する。 また、県および市町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。(以降削除)	【防災危機管理局】 滋賀県防災プラン関係の記述は第1章第8節に集約のため。
300	(2) 災害弔慰金等の支給、生活資金の貸付 県および市町は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに	(2) 災害弔慰金等の支給、生活資金の貸付 県および市町は<u>国とも連携して</u>、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広	【総務省滋賀行政監視行政相談センター】 令和 6 年 6 月 28 日付けの「防災基本

頁	修正前	修正後	修正理由
	総合的な相談窓口等を設置するものとする。	報するとともに総合的な相談窓口等を設置するものとする。	計画」改定において、「第 2 編 各災害に共通する対策編」「第 3 章 災害復旧・復興」「第 4 節 被災者等の生活再建等の支援」に「国（総務省）は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。」が新設され、当センターの行う特別行政相談活動とは、①被災者への生活支援情報の提供、②専用電話を備えた相談窓口の開設、③特別行政相談所の開設などであり、これらの活動は地域防災計画での左記の項目と密接に関係しているため
第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画			
第 1 節 総則			
320	<u>(新設)</u>	<u>1 推進計画の目的</u> <u>この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。</u> <u>2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務または業務の大綱</u> <u>本県の地域に係る地震防災に関し、本県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務または業務の大綱</u>	【防災危機管理局】 南海トラフ地震防災対策推進計画作成例と整合を図るため

頁	修正前	修正後	修正理由
		<u>は、滋賀県地域防災計画(震災対策編)第1章第4節に定めるところによるものとする。</u>	
第2節 重点施策に関する事項			
320	(新設)	<u>本県の地域特性を踏まえた上で、「命を守る」対策と、「命をつなぐ」対策について、重点的に取組むものについては、地震被害想定調査において、水害等との複合災害も併せて検討したのち課題を抽出するとともに、それに対応する次期減災目標をとりまとめ、重点施策を設定していくこととする。</u>	【防災危機管理局】 南海トラフ地震防災対策推進計画作成例と整合を図るため。
第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項			
320	(新設)	<u>次の施設等の整備計画については、地震防災対策特別措置法に基づく「地震防災緊急5箇年計画」に定めるところによる。(地域防災計画(震災対策編)第2章第3節参照)</u>	【防災危機管理局】 南海トラフ地震防災対策推進計画作成例と整合を図るため。
第4節 関係者との連携協力の確保に関する事項			
320	(新設)	<u>1 資機材、人員等の配備手配</u> <u>県は、管内の市町等における必要な物資、資機材の確保状況および人員の配備状況を把握するものとする。被災時における物資等の調達手配および人員の配備のうち、応急対策を実施するため広域的措置が必要なものおよび応援等に関する協定、制度その他手続上の措置については、震災対策編第3章第3節「相互協力計画」に定めるところによる。</u> <u>なお、資機材、人員等の配備手配に当たっては、防災目的での利用が可能な民間施設の活用、ボランティア等の参加による地域貢献等の多様な主体との連携、複合災害による災害対応</u>	【防災危機管理局】 南海トラフ地震防災対策推進計画作成例と整合を図るため。

頁	修正前	修正後	修正理由
		<u>の長期化について考慮するものとする。</u> <u>また、事前応援協定の締結その他の手続き上の措置を定めるに当たっては、関係機関相互の競合や相互依存の関係性に十分留意するとともに、相互の連携強力体制についてあらかじめ十分調整することとする。</u> <u>2 自衛隊の災害派遣</u> 自衛隊の災害派遣については、震災対策編第3章第4節「<u>自衛隊災害派遣要請計画</u>」に定めるところによる。 <u>3 物資の備蓄・調達</u> 物資の備蓄および調達については、震災対策編第2章第 18 節「<u>物資の確保と緊急輸送体制の整備</u>」に定めるところによる。 <u>4 帰宅困難者への対応</u> 帰宅困難者への対応については、震災対策編第3章第 27 節「<u>帰宅困難者対策計画</u>」に定めるところによる。	
第 5 節 時間差発生等における円滑な避難の確保等			
1 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合における災害応急対策に係る措置			
321	(新設)	<u>(1) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)の伝達等</u> <u>南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合の伝達等については、震災対策編第3章第7節情報連絡計画」に定めるところによる。</u>	【防災危機管理局】 南海トラフ地震防災対策推進計画作成例と整合を図るため。
2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における災害応急対策に係る措置			
321		<u>(1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等</u>	【防災危機管理局】

頁	修正前	修正後	修正理由
		<u>の伝達、災害対策本部等の設置等</u> <u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等</u> <u>が発表された場合、管轄区域内の地域住民等</u> <u>ならびに関係機関に対し、情報が正確かつ広範</u> <u>に伝達されるようにする必要がある。情報の収</u> <u>集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制</u> <u>は、震災対策編第3章第7節「情報連絡計画」に</u> <u>定めるところによる。</u> <u>(2) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等</u> <u>が発表された後の周知</u> <u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等</u> <u>の内容、交通に関する情報、ライフラインに関す</u> <u>る情報、生活関連情報等の地域住民等に密接</u> <u>に関係のある事項について周知するものとし、</u> <u>その体制および周知方法については、震災対策</u> <u>編第3章第7節「情報連絡計画」に定めるところ</u> <u>による。</u> <u>(3) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等</u> <u>が発表された後の災害応急対策の実施状況等</u> <u>に関する情報の収集・伝達等</u> <u>県は、災害応急対策の実施状況、その他南</u> <u>海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発</u> <u>表された後の諸般の状況を具体的に把握する</u> <u>ための末端からの各種の情報の収集体制を整</u> <u>備するものとする。その収集体制は、震災対策</u> <u>編第3章第7節「情報連絡計画」に定めるところ</u> <u>による。</u>	南海トラフ地震防災対策推進計画作成 例と整合を図るため。

頁	修正前	修正後	修正理由
		<u>(4) 災害応急対策をとるべき期間等</u> <u>県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震(南海トラフの想定震源域およびその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。)に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。</u> <u>(5) 避難対策等</u> <u>①地域住民等の避難行動等</u> <u>県は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、地域住民等に対し、「日頃からの地震への備え」を再確認するとともに、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯など「特別な備え」を実施し、日常生活を行いつつ、一定期間、できるだけ安全な防災行動をとることを呼びかけるものとする。</u> <u>○「日頃からの地震への備え」の例</u> <u>①家具等の固定の確認</u> <u>②避難場所・避難経路の確認</u> <u>③家族などとの安否確認手段の確認</u> <u>④家庭における備蓄、非常持出品の確認 など</u>	【防災危機管理局】 南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドラインの改定にともない「特別な備え」に関する記述を追加した。

頁	修正前	修正後	修正理由
		<u>○「特別な備え」の例</u> <u>①高いところに物を置かない</u> <u>②屋内のできるだけ安全な場所で生活</u> <u>③すぐ避難できる準備(非常持出品等)</u> <u>④危険なところにできるだけ近づかない など</u> <u>②避難所の運営</u> <u>県における、避難後の救護の内容については、震災対策編第3章第 14 節「避難計画」に定めるところによる。</u> <u>(6) 消防機関等の活動</u> <u>市町は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、消防機関が出火および混乱の防止等のために講ずる措置について、必要な対策を定めるものとする。</u> <u>県は、市町の実施する消防および水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、震災対策編第3章第5節「消防計画」に準ずるところにより必要な措置をとることとする。</u> <u>(7) 県警察の活動</u> <u>県警察は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、犯罪および混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、対策をとるものとする。</u> <u>ア 正確な情報の収集および伝達</u> <u>イ 不法事案等の予防および取締り</u> <u>ウ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯</u>	【防災危機管理局】 南海トラフ地震防災対策推進計画作成例と整合を図るため。

頁	修正前	修正後	修正理由
		<u>活動に対する指導</u> <u>(8) 上下水道、電気、ガス、通信、放送関係</u> <u>①上下水道</u> <u>必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。体制については、震災対策編第3章第19節「上水道施設および下水道施設応急対策計画」に準ずるところによる。</u> <u>②電気</u> <u>ア 電気事業者は、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。</u> <u>イ 指定公共機関関西電力株式会社滋賀支社および関西電力送配電株式会社滋賀本部がとる体制は、別に定めるところによる。</u> <u>③ガス</u> <u>ア ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。</u> <u>イ 指定公共機関大阪ガスネットワーク株式会社がとる体制は、別に定めるところによる。</u> <u>ウ ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるものとする。</u> <u>④通信</u>	

頁	修正前	修正後	修正理由
		<u>指定公共機関 NTT 西日本株式会社滋賀支店、NTT ドコモビジネスコミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社がとる体制および行う措置は、別に定めるところによる。</u> <u>⑤放送</u> <u>ア 指定公共機関日本放送協会大津放送局がとる体制は、別に定めるところによる。</u> <u>イ 指定地方公共機関株式会社京都放送、株式会社びわ湖放送、株式会社エフエム滋賀がとる体制は、震災対策編第3章第8節「通信および放送施設応急対策計画」に準ずるところによる。</u> <u>(9) 金融</u> <u>指定公共機関日本銀行京都支店が行う金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置としてとるべき内容は、別に定めるところによる。</u> <u>(10) 交通</u> <u>①道路</u> <u>ア 県警察は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。</u> <u>イ 県は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ</u>	

頁	修正前	修正後	修正理由
		<u>地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。</u> <u>②鉄道</u> <u>鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。</u> <u>また、鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行うものとする。</u> <u>(11) 県自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策</u> <u>①不特定かつ多数の者が出入りする施設</u> <u>県が管理する道路、河川、庁舎、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置および体制はおおむね次のとおりとする。</u> <u>ア 各施設に共通する事項</u> <u>・ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の入場者等への伝達</u> <u>・ 入場者等の安全確保のための退避等の措置</u> <u>・ 施設の防災点検および設備、備品等の転倒、落下防止措置</u>	

頁	修正前	修正後	修正理由
		・ <u>出火防止措置</u> ・ <u>水、食料等の備蓄</u> ・ <u>消防用設備の点検、整備</u> ・ <u>非常用発電装置の整備、非常用通信手段の確保、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備</u> ・ <u>各施設における緊急点検、巡視</u> <u>イ 個別事項</u> ・ <u>橋梁、トンネルおよび法面等に関する道路管理上の措置</u> ・ <u>病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性を十分に考慮した措置</u> ・ <u>学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法</u> ・ <u>社会福祉施設にあつては、入所者等の保護および保護者への引き継ぎの方法</u> <u>②災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置</u> <u>災害対策本部またはその地方本部が設置される庁舎等の管理者は、①のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。</u> ・ <u>自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保</u> ・ <u>無線通信機等通信手段の確保</u>	

頁	修正前	修正後	修正理由
		・ <u>災害対策本部等開設に必要な資機材および緊急車両等の確保</u> <u>③工事中の建築物等に対する措置</u> <u>施設管理者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における工事 中の建築物その他の工作物または施設について安全確保上実施すべき措置を講じるものとする。</u> <u>(12) 滞留旅客等に対する措置</u> 市町は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。 県においては、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護ならびに食料等のあっせん、市町が実施する活動との連携体制等の措置を講じるものとする。	
3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合における災害応急対策に係る措置			
324		<u>(1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等の伝達、県の災害に関する会議等の設置等</u> <u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合、管轄区域内の地域住民等ならびに関係機関に対し、情報が正確かつ広範に伝達されるようにする必要がある。情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、震災対策編第3章第7節「情報連絡計画」に定めるところによる。</u>	【防災危機管理局】 南海トラフ地震防災対策推進計画作成例と整合を図るため。

頁	修正前	修正後	修正理由
		<u>(2) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等 が発表された後の周知</u> <u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等 の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する 情報、生活関連情報など地域住民等に密接 に関係のある事項について周知するものとし、 その体制および周知方法については、震災対策 編第3章第7節「情報連絡計画」に定めるところ による。</u> <u>(3) 災害応急対策をとるべき期間等</u> <u>県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレ ート境界においてM7.0以上M8.0未満または プレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲でM7.0以上の地震 (ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源 が深い地震は除く)が発生するケースの場合は 1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレ ート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観 測されたケースの場合はプレート境界面で通常 と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、 変化していた期間と概ね同程度の期間が経過 するまでの期間、後発地震に対して注意する措 置をとるものとする。</u> <u>(4) 県のとるべき措置</u> <u>県は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注 意)等が発表された場合において、地域住民等</u>	【防災危機管理局】 南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイ ドラインの改定にともない「特別な備え」

頁	修正前	修正後	修正理由
		<u>に対し、「日頃からの地震への備え」を再確認するとともに、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯など「特別な備え」を実施し、日常生活を行いつつ、一定期間、できるだけ安全な防災行動をとることを呼びかけるものとする。</u> <u>○「日頃からの地震への備え」の例</u> <u>①家具等の固定の確認</u> <u>②避難場所・避難経路の確認</u> <u>③家族などとの安否確認手段の確認</u> <u>④家庭における備蓄、非常持出品の確認 など</u> <u>○「特別な備え」の例</u> <u>①高いところに物を置かない</u> <u>②屋内のできるだけ安全な場所で生活</u> <u>③すぐ避難できる準備(非常持出品等)</u> <u>④危険なところにできるだけ近づかない など</u> <u>県は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。</u>	に関する記述を追加した。
4 その他後発地震による災害拡大防止対策			
325		<u>(1) 施設・設備などの点検</u> <u>市町、企業などは、各施設の管理計画などにおいて点検、巡視の実施必要箇所および体制を事前に明示し、臨時情報発表時には情報収集・連絡体制の確認および施設・設備などの点検を実施する。</u> <u>(2) 危険地域からの避難</u> <u>県、市町等は、後発地震により土砂災害の発生が懸念される地域等について、数日間に限っ</u>	【防災危機管理局】 地域防災計画(震災対策編)第3章第29節 2災害の拡大防止対策計画より。

頁	修正前	修正後	修正理由
		<u>ての避難の実施を検討する。</u> <u>数日間避難した後、地震が発生しない場合には、原則として最大限の警戒を呼びかけたうえで避難の解除を行う等、避難解除時期について具体的な計画を作成するものとする。</u> <u>また、このために必要な整備を行うものとし、その整備にあたっては、平常時から活用できる施設とするよう配慮するものとする。</u> <u>(3) 広域応援に関する留意事項</u> <u>県は、広域応援に関して、次の事項に留意するものとする。</u> <u>①広域応援は、できるだけ後発する地震で被害を受けるおそれが小さい地域から派遣する。</u> <u>②後発する地震により被害を受ける可能性のある地域では、緊急活動要員や物資を確保するよう努め、次の地震発生を想定し、応急対策要員の再配置が可能なように、全体を見据えたプランを作成するよう努めるものとする。</u> <u>③民間ボランティアなどの救援組織への情報伝達手段の確保、救援派遣要員への連続地震発生時の対応方法についての教育訓練を実施(斜面災害の危険地域に装備は置かない等)するなどの対応策を明確にする。</u> <u>(4) 応急危険度判定の迅速化</u>	

頁	修正前	修正後	修正理由
		<u>県、市町は、余震等による二次災害を未然防止するため、建築物や宅地の応急危険度判定を早急に実施するとともに、最初の判定の結果、危険または要注意でなかった場合であっても、建築物や宅地は脆弱になっており、後発の地震による倒壊や損壊の危険を周知するものとする。また、応急危険度判定の結果、危険な建築物や崖地等と判断されたところへの立入禁止を強く呼びかけるものとする。</u> <u>なお、具体的な実施方法等については、震災対策編第3章第 21 節2(4)に準じる。</u>	
第 6 節 防災訓練に関する事項			
326	(新設)	<u>防災訓練に関する事項については、震災対策編第2章第 26 節「防災訓練の充実」に定めるところによる。</u>	【防災危機管理局】 南海トラフ地震防災対策推進計画作成例と整合を図るため。
第 7 節 地震防災上必要な教育および広報に関する事項			
326	(新設)	<u>地震防災上必要な教育および広報に関する事項については、震災対策編第2章第 25 節「地震防災上必要な教育および広報に関する計画」に定めるところによる。</u>	【防災危機管理局】 南海トラフ地震防災対策推進計画作成例と整合を図るため。